

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、他人で無しに、我が親族の生命に對しても、身體に對しても、自由に對しても、名譽に對しても、又は財産に對しても、害を加へることで人を脅迫した者でも同じく一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加

フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、生命に對しても、身體に對しても、自由に對しても、名譽に對しても、若くは財産に對しても、害を加へることで脅迫したり、又は暴行を用ゐて、人に義務の無い事を行はせ、又は張るべき權利を妨

害した者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、他人で無くて、親族の生命に對しても、身體に對しても、自由に對しても、名譽に對しても、又は財産に對しても、害を加へることで脅迫したり、人に義務の無い事を行せたり、又は張るべき權利を妨害した者も、前項と同じく三年以下の懲役に處すると規定したのです。

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第三項は如何ですか。答 これは、前の第一項第二項の罪を、未だ仕遂げなくとも決して免除さない。罰すると規定したのです。

第三十三章

略取及ビ誘拐ノ罪

問 略取とは如何する事ですか。答 これは人を略取にして無理に連れて行くことです。問 誘拐とは。答 これは欺して誘れ出すことです。

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年

以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは満二十歳に至らぬ者を略取にして連れ行きたり、又は欺して誘れ出した者は三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘

拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは營利の爲か、猥褻らしい事をする目的か、又は結婚して夫婦になる目的か、人を略み取つたり、又は欺して誘れ出した者は一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シ

タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、日本帝國外へ送り出す目的で、人を略取にして無理に連れて行つたり、又は欺して誘れ出した者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、日本の外へ送り出す目的で、人を賣買したり、又は拐取がされた者や、若くは賣られた者を日本の外へ送り出した者も、前の第一項と同じく、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被

拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 前の三ヶ條の略取誘拐の罪を犯した者を幫ひ助ける目的で、拐取された者でも、賣られた者でも、それを收受つたり、若くは藏匿つたり、又は隠し避けさせた者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、營利をする目的か、又は猥褻い事をする目的か、拐取かされた者でも、又は賣られた者でも、收受つた者は、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 此第三十三章の總ての犯罪は、何の犯罪でも、未だ其事を仕遂げなくても罰する、決して免除しないと規定したのです。

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ

以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出デザル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ズ但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非ザレバ告訴ノ効ナシ

問 此條は如何ですか。答 これは、告訴に關する規定で、第二百二十六條の人を拐取かして外國へ送り出した罪と、同じ第二百二十六條の犯罪を幫ひ助ける目的で犯した第二百二十七條第一項の罪で、拐取された者を收受つたり、賣られた者を收受つたり、藏匿したり、隠れ避けさせたりした罪と、是等の事を未だ仕遂げない未遂罪とは、取分け重い方で、被害者から告訴しなくても、發覺すれば處罰するので、是等を除けた外の、第三十章中の罪は、營利の目的で爲ない場合に限つて告訴を待つて罪を論じるのである。營利の目的で爲た事だと、告訴が無くても、發覺すれば罪とすることである。併し拐取された者でも、又は賣られた者でも、自分を拐取した犯罪人と正式の

婚姻をして、表向きに夫婦と爲つたれば告訴を爲ても、告訴は直ぐに取上げにならない。一旦婚姻して夫婦と爲つても、其婚姻の無効か、又は婚姻の取消の裁判確定の後ならば告訴すれば、直ぐに取上げになつて、犯罪人は拐取かした罪の處罰を受けることになるのです。それで、婚姻の無効か、又は婚姻の取消の裁判確定の後で無ければ告訴を爲ても其効が無いのです。問 正式の婚姻とは、答 婚姻は結婚であつて、何も儀式だつて正式と言ふにも及ばないのだが、近頃は内縁の夫婦と云つて、戸籍面が夫婦になつて無い内證者があるから正式と言つたのですが、正式と言ふのは、戸籍面へ夫婦になつたと云ふ婚姻届書を出して、戸籍面の夫婦になる事です。問 それは解りましたが、婚姻の無効とは、如何な事ですか。答 無効は婚姻をした効の無いことで、婚姻届が出て無ければ夫婦と云ふのは無効で、婚姻届をしても、其届書に書くべき事柄が揃はなくて、書おとし缺があるか間違ひがあつたれば無効で、又、届書に書くべき事が揃つて居ても、大体男女が互ひに婚姻する意思が無いのに、男女の一方から迫られて、それが怖いので仕方無しにと云ふやうな拵へ事で届書が出たのならばこ

れも無効であります。問 婚姻の取消とは。答 これは婚姻が届済で、一旦成立つて表向ばかり夫婦になつても、初から成立たないも同様の事です。それは何かと言ふと、法律上で婚姻をする年齢が足らないか、二重婚姻か、其他にも種々取消し得ることがあります。詳しい事は民法第四編の、親族編を見れば知れます。問 重婚とか云ふ其二重婚姻は如何して出来ますか。答 例へば兇い男が女を拐取して、醜業婦にする目的で外国へ伴れて行つて、上旬に妻にして、其地の日本居留地の領事館へ婚姻届を出して夫婦になる者があつて、日本には固より戸籍上で妻がある男であれば、これが二重婚姻であります。

第三十四章 名譽ニ對スル罪

問 名譽は譽れの事ですが、其名譽に對する罪と云ふは、何の様なことですか。答 これは公然と人の名譽を損じること、其人に有りもしない醜い事を言ひ觸らしたり、其人の内證事を發いて辱をか、して、何しろ名を悪くし面目ない事にさせることです。

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハズ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは公然と事實を摘み出して示して、人の名譽を損じた者は、其事實が實際有つても無くても、一年以下の懲役か、若くは一年以下の禁錮か、又は五百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ヅルニ非ザレバ之ヲ罰セズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは死んで此世に居ない者の名譽を損じた者は、無い事實を有ると言つて誣罔したので無ければ罰しない。有りもしない醜ない事をしてなど、誣罔けたのは罰すると規定したのです。

第二百三十一條 事實ヲ摘示セズト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは人の醜いことを摘み出して示さんでも、公然と人の見る前で、侮つて辱めた者は、拘留か又は科料に處すると規定したのです。

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

問 此條は如何ですか。答 これは、此第三十四章の犯罪は、害を受けた者からの告訴を待つて論じる事であつて、被害者が告訴しなければ罪にはならないのです。

第三十五章 信用及び業務ニ對スル罪

問 信用及び業務に對する罪とは如何いふ罪ですか。答 これは人の信用を損じたり又は其營業を妨げることです。

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、虚偽の風説を流布したり、又は偽りの計を用ゐ

たり、人の信用を損じたり、若くは其業務を妨げて害した者は、三年以下の懲役か、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百三十四條

威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ

同シ

問 此條は如何ですか。答 これは、自分が金力でも腕力でもあるに任せて、人を怖がらせて、人の業務を妨げて害した者は、前の第二百三十三條の例と同じく三年以下の懲役か、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第三十六章

竊盜及ヒ強盜ノ罪

第二百三十五條

他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年

以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは他人の金銭や物品を竊み取つた者は竊盜の罪として十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百三十六條

暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ

強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、暴行を爲たり、又は脅かし迫つて他人の金銭や物品を強取した者は、強盜の罪として五年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の方法で、他人の財産の事に関つて、法に叶はぬ不道理な利益を收たり、又は他人にそれで利益を得させた者も、前項と同じく、五年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

第二百三十七條

強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下

ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これに強盜をする目的で其豫備を爲た者は、二年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百三十八條

竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒ギ又ハ逮捕ヲ免レ若ク

ハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ

論ズ

問 此條は如何ですか。答 これは竊盜が他人の家へ忍び込むか、又は何處でも他人の金錢でも物品でも取つて、取られた者が氣が付いて、竊盜した者から取還すのを、竊盜は還すまいとして取還す取られ主を拒いで抵抗したり、又は竊盜が、盜まれ主にても其家の家族にでも、警察官吏にでも捕へられるのを免れん爲めか、若くは犯罪の跡を知らなくする爲めか、捕へる者に對つて暴行をするか、又は脅かし迫つたときには、強盜として罪を論じると規定したのです。これが所謂る、居直り強盜です。

第二百三十九條

人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ

以テ論ズ

問 此條は如何ですか。答 これは人に睡り藥でも嗅がすと加服ますとかして、グウくと寝入らすか、又は酒を強いつけて飲まして、前後を辨へない様に酔つぶれさすかして、其知らない間に持つて居る金錢でも物品でも盜取つた者は、強盜として罪を論じると規定したのです。處刑は前の強盜處罰の條文を見なさい。

第二百四十條

強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ

處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは強盜に這入つて、其家の人を傷つけたのでも、家の外で追刺をして其被害者に傷つけたのでも、無期懲役か、又は七年以上の懲役に處する。又被害者を死なしたときには、死刑か、又は無期懲役に處すると規定したのです。

第二百四十一條

強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ

懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは強盜が婦女を強姦したときには、無期懲役か、又は七年以上の懲役に處する。それに因つて婦女を死なしたときには、死刑か又は無期懲役に處すると規定したのです。

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナキトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

問 此條は如何ですか。答 これは自己の金銭でも物品でも、一旦他人に交付して、他人の持つて居る物になつて居る物や、又は公務所の申付けに因つて、他人が看守して居るものであるときには、此第三十六章の罪の竊盜強盜罪に付ては、我が物ながら他人の金銭や物品と看做すと規定したのであります。問 他人の占有とは、全く他人

の物になつてあるのですか、只だ預つて居る物ですか。答 占有と云ふのは、全く我が所有權があるとして所有して居るのとは異つて、現場だけ持主になつて居るのです。抵當品や質物は此類です。問 公務所の申付けで他人の看守して居る物と云ふと。答 これは事の濟むまで公務所へ預つて置く形の物で、例へば執達吏が裁判所と云ふ公務所の命令に因つて、債務者の財産に封印を付けて置くので、これは看守を爲て居る様なものであります。

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 これは、第二百三十五條の竊盜、第二百三十六條の強盜、第二百三十八條の竊盜の強盜行為、第二百三十九條の人を昏酔せての強盜、第二百四十條の強盜した上に人を傷つけたり、人を死なしたりした事、第二百四十一條の強盜の強姦罪、是等の犯罪は未だ其事を仕遂げなくても、決して免除さずに罰すると規定したのであります。

第二百四十四條

直系血族、配偶者及び同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ

於テ第二百三十五條ノ罪及び其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除

シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズ

問 此條の第一項は如何ですか。答 此は親族間の盜賊罪を規定したもので、他人向の親族外とは大分異ひます。直系血族と配偶者と、同居して居る親族と、又は家族と家族との間で、第二百三十五條の他人の物を竊と盗んだ罪と、それを未だ仕遂げない罪を犯した者は、其竊盜を處罰する刑を免除す。併し同居の親族で無しに、其他の別居の親族か又は別居して居る家族であると、其竊盜罪の刑を免除さないので。ではありますが、盜まれた者が告訴を爲なければ其罪は論じません。告訴したれば罪になるが、親族の間柄では、よく／＼憎い事が無ければ告訴しません。が、いくら親族でも竊盜して告訴を爲ないからとて安心して居るのは感心しません。社會の風教に關します。問 直系血族と云ふのは自分から見ると誰々ですか。答 自分の父、母、

祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、子、孫、曾孫などです。問 兄弟姉妹や、伯叔父母、甥、姪、從兄弟姉妹などは、直系血族の内ぢや無いのですか。答 直系血族の内では無くて、これは別に傍系血族と云ふのです。血のかゝつた者だけだと、自分に眞直に關係せずに、横手の關係になつて居るものです。それで傍系と言ひます。併し兄弟姉妹は他へ出る迄は同居の親族で、多くの家族のある家では、嫂も、伯叔父母、甥姪、從兄弟姉妹も同居して居ませう。是等は戸主から見れば皆家族です。問 別居の親族といふと第二百五條で御話になつた、あの親族何れでもですか。答 左様です。あれが法律上の親族で、民法に規定になつてあるから、左様に心得て宜しいです、其家族と云ふのも皆親族ですが、他から來た者や何かがあつて、親族外れの者で、民法の戸籍上の家族でない一時の同居者もありませう。それは親族同様の申告罪にはなりません、罪が發覺すれば直ぐと罪人になります。此事は深く心得置くことです。それは次の第二項に規定があります。

親族又ハ家族ニ非ザル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは同居と同居で無いとを論せず、親族でも家族でも無い者が、親族の者とも、家族の者とも申し合せて竊盗をした共犯の事を規定したのです。此共犯に付ては、親族家族外の雇人や出入の者や知合の者は、一般の竊盗として處罰せらるゝ事で、前の第一項の例の、刑を免除すの、告訴を待つて論じると云ふことは用ゐないと規定したのです。

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

問 此條は如何ですか。答 此第三十六章に規定してある罪に付ては、電氣も價の有るものだから財物と看做してある。依て金銭や、他の物品と同様に思へと規定したのであります。

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

問 詐欺は詐を言つて欺すことは知つて居ますが、恐喝とは如何する事ですか。答 これは人に恐がらして財物を出して交付させることで、手短く言へば恐喝取といふことです。

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲

役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、人を旨く欺罔して金銭や物品を騙り取つた者は、十年以下の懲役に處すると規定したのです。

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の方法で、他人の凡ての財産上の権利に付いて、法律に叶はぬ不道理の利益を得り、又は他人に左様な不道理の利益を得らした者は、前の第一項と同じく十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲

役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは他人の爲めに事務を處理ふ者が、自己の利益を圖るか、若くは事務の處理を任せたる本人と自己との他の第三者の利益を圖つたり、又は本人に損をさせる目的で、其任務に背いた行爲を爲て、本人に財産上の損をさせたときには、五年以下の懲役か、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、滿二十歳に至らない者の智慧分別の淺いのに乘み、又は人の心神が茫として弱つて居るのに乘んで、其人所有の金錢でも物品でも交付せたり、又は、そんな人の財産上で、不道理の利益を得つたり、若くは他人に左様な不道理の利益を得らした者は、十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは人を恐して怖がらせて、金錢でも物品でも交付させたもの、即ちゆすり取つた者は、十年以下の懲役に處すると規定したのです。

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは前の第一項の方法で、財産に付て法律に叶はぬ、不道理の利益を得つたり、又は他人に左様な不道理な利益を得らした者は、前項と同じく十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百五十條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

も罰する。決して全然免除さないと規定したのです。

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及
ビ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

問 此條は如何ですか。答 此第三十七章の何の罪にでも、第二百四十二條の「自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ、又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ他人ノ財物ト看做ス」と云ふ規定、第二百四十四條第一項の「直系血族、配偶者及ビ同居ノ親族、又ハ家族ノ間ニ於テ他人ノ財物ヲ竊取シタル罪及ビ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ、其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス」其第二項の「親族又ハ家族ニ非ザル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用キズ」第二百四十五條の「本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス」とある箇條規定は、準じて用ゐるとの事でありませす。

さすれば我所有物でも、他人が占有して居るのは詐欺恐喝で取れず。親族間は免除されるのと告訴を待て論じるとあり、親族外の者は共犯になり、電氣でも詐欺恐喝で

取れば罪になると心得べきことです。

第三十八章 横領ノ罪

問 横領とは如何することですか。答 これは自己が他人の物を現場に持つて居るのを、我が所有物の様に横取することでありませす。

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以
下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自己が現場に占有して居る他人の物を、我が所有権がある物の様に、悪い工夫をして横取した者は、五年以下の懲役に處すると規定したのです。

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横
領シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは自己の物でも、公務所からして、其物品を他

へ移すな、確かに守つて居れと命せられて、預つて居る場合に、いかに我物でも全く自己が自由に出来る物とするのは横取である。斯様なことをした者は第一項の規定と同じく、五年以下の懲役に處すると規定したのである。

第二百五十三條

業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ

一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは我が業とする務に付いて、自己が現場に占有して居る他人の所有物は、全く自己の預り物であるのに、それを自己の所有物同様に横取を爲した者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのである。

第二百五十四條

遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横

領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處

ス

問 此條は如何ですか。答 これは遺失してある物を拾ひ取つたり、置忘れてある物

を取り置いたり、漂流て來た物を拾ひ取つたり、其他誰も持主の無い他人の物を手に入れたりして、それを成規通りに其筋の公務所へ届け出すに、横着心を起して無届の我所有にして、つまり横取した者は、一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金か、若くは科料に處すると規定したのである。

第二百五十五條

本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

問 此條は如何ですか。答 此第三十八章の罪には、何の罪にでも、第二百四十四條の「直系血族、配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ビ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス。親族又ハ家族ニ非ザル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ」と云ふ規定を準じて用ゐると規定したのである。横領罪でも親族間には、免除されると告訴を待て論ずるとがあるのです。さうして親族外の者は其犯であります。

第三十九章

贓物ニ關スル罪

問 贓物とは何の事ですか。答 これは盗賊や其他の犯罪の所爲に因つて得た不正利

得の品物であります。

第二百五十六條

贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは盗み品其他不正品を收受れた者は三年以下の懲役に處すると規定したのです。

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ビ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは盗み品其他不正品を他所へ運搬んだり、寄藏と言つて預つて藏して置いたり、故買を爲たり、又は賣却牙保を爲たりした者は、十年以下の懲役と、其上に千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百五十七條

直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ビ是等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは親族間は、親族で盜賊をした者の盗み品を、他所へ運搬んでも、預つて藏しても、故買を爲ても、賣却牙保を爲ても、刑を免除すと規定したのです。それで以て、斯様な罪を犯しても、直系血族と、配偶者と、同居の親族と、又、家族と、以上の者等の配偶者との間で、これを犯しても刑を免除すのです。

親族又ハ家族ニ非ザル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは親族でも家族でも無い者が、盗み物の世話をしたときには、共犯の罪になつて、此共犯に付ては、前の第一項の例を用ゐずに、贓物罪に處すると規定したのです。

第四十章

毀棄及ビ隱匿ノ罪

問 毀棄とは何の事ですか。答 これは物を毀して棄てることす。問 隱匿とは。答 これは隱匿して露さないことす。

第二百五十八條

公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、公務所の用に供ふ文書を毀つて棄てた者は三月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ

五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは權利義務に關する證書類や契約書の類の、他人の大切な文書を毀り棄てた者は五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ

懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは他人の建造物でも、又は艦船でも、損じさせ壞した者は五年以下の懲役に處する。又それに因つて人を死なしたり、傷つかしたりさせ

た者は、傷害の罪に比較べて、重い方に從つて刑を處斷ると規定したのです。

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタ

ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは前の第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條の三ヶ條に記載せた外の物を損じさせ壞したか、又は傷つけ害なつたかした者は、三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、若くは科料に處すると規定したのです。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃

貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

問 此條は如何ですか。答 これは、自己の物でも、差押を賣けてある物や、抵當や質物に入れてある物や、又は賃賃を取つて他人に貸してある物を損じさせ壞したり、又は傷つけ害つたときには、前の第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條の三ヶ條の例に依つて、權利義務に關する文書を毀り棄てたのならば五年以下の懲役、

他人の建造物や艦船を損じさせ壊したのならば、これも五年以下の懲役、それに因つて人を死なしたり傷つかしたりさせたらば、傷害の罪に比較べて重きに從つて處斷する、夫等の外の物を損じさせ壊したり、又は傷つけ害つたれば三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、若くは科料に處するのです。

第二百六十三條

他人ノ信書ヲ隠匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは他人の信書を隠匿して出さない者は、六月以下の懲役か、若くは六月以下の禁錮か、又は五十圓以下の罰金か、若くは科料に處すると規定したのです。

第二百六十四條

第二百五十九條、第二百六十一條及ビ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

問 此條は如何ですか。答 これは、第二百五十九條の、權利義務に關する他人の證書や契約書などの大切な文書を毀り棄てたのと、第二百六十一條の、公務所の用に供ふ文書と、他人の建造物と、艦船とを除くの外のを損じさせ壊したのと、傷つけ害なつたのと、前條の第二百六十三條の他人の信書を隠匿したのとは、被害者の告訴を待て罪を論じるのです。

警察犯處罰令 (明治四十一年九月二十九日) 内務省令第十六號

問 警察犯處罰令は新刑法の内ぢや無いのですか。答 今回は別に内務省令で發表になりましたが、舊刑法では違警罪で刑法の内にあつたのが斯様に別になつたのです。從來の違警罪に比べると、更に規定になつたものがあり、改正になつたものもあり、著しく異ふのは、拘留の最も長期を三十日まで、科料の最も高い多額を二十圓まで増しました、如何です、舊の違警罪の拘留の長期三日まで、科料の最も多額壹圓九十五錢に比べると何れも凡そ十層倍に増しました。次々の條文を能く見て、犯さない様に成らう。

第一條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは左にある各の項の一より四までの何れでも其一つに該當るものは、一でも二でも三でも四でも、三十日以下の拘留に處するのです。

一 故ナク人ノ居住若ハ看守セザル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏

シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは潜伏れる理由も無いのに、人の住居ふ所や、又は誰も監守をして居ない邸宅にでも、建造物の中にでも、又は船舶の中にでも、潜り込んで伏れて居た者です。

二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは密賣淫を爲たり、又は其媒合をしたり、若くは容止をしたものです。問 密賣淫は私娼と言つて、内證の娼妓で、近頃高等淫賣と云ふのも、地方で黒縮緬だの、チャラだの、達磨だのと云ふのは皆それですか。答 左様。十錢だの地獄だのに限りません。鑑札を持たない私娼は皆然うです。問 容止といふと、待合で其宿をしても、地方で盆屋といふのも然うですか。答 左様。

三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

問 此項は如何ですか。答 これは一定つた住居の家の無い者、又は正しい職業が無

くて處定めずに諸方をブラリく歩き廻つて居る者です。問 此一例を舉げれば、如何な者ですか。答 これは家も無し、定つた職業も無いから、寄食をし廻つて居る者でしよか。

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは強て面會を請める理由も無いのに。故なく強て面會を請めたり、又は威して迫つた者です。問 是非會いたいと思ふ人が不在で、御歸りまで待たして貰はうと言つて、他家で其主人の歸宅を待つて居るのは犯罪ですか。答 惡意が無くて、先方の留守居の人も承諾で其主人の歸宅を待つて居るのは犯罪にはなりません。が、惡意で無くても、縦し一方に理があることでも、他人を困らすつもりで、強て面會を求めるのは宜けません。問 威迫の行爲は。答 これは我が望みを遂げんが爲めに、自分の言ふことを聞かなければ太い目に遭はすと言つて怖がらすのがある。これは威迫であります。深く考へない人は、斯様なことは是迄から仕來りで、當然の事と思はれるが、此項を讀んで能く考へなさい。

第二條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓

未滿ノ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは左のそれ々の項の何れにでも該當ものは、三十日以下の拘留か、又は二十圓以下の科料に處するのです。

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、無心合力を請ふて、金錢などを呉れろと強請つて、斷りを言つても、なか／＼去ぬもの、又は物品を賣りに來て、用は無いと此方が斷つても、それでも買つて呉れろと言つて動かない押賣です。能くマツチ賣や石鹼賣にこんなものを見受けますが、彼れなどです。

二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

問 此項は如何ですか。答 これは乞食を爲たり、又は乞食を爲せた者です。問 乞食を爲るのは、懶惰者が働くの厭がつて物を貰ひに歩くのもあるが、又、病身で働

けない者もありません。全休病身で働けない者は、今日食ふことが出来なければ、親族のうちで、扶養の義務のある者が扶けて食へる様にしてやらなければなりません、是等は親族から扶けて食べられる様にしてやれば、乞食になる者も無し、又、乞食を爲せる者も無いのです。問 乞食を爲せた者とは、たゞ乞食を爲ると勸めて爲せるのぢやありませんまい。答 これは乞食する本人を扶けるべき者が扶けないのは、本人に據なく乞食を爲せるわけです。それで、乞食を爲せる者とは、扶養の義務ある親族や、又其他に乞食仲間や乞食の親分を指して言ふのです。問 扶養の義務ある親族といふと、親族にも種々ありますが、どんな續柄の者ですか。答 これは直系血族と兄弟姉妹と、配偶者の直系尊屬で同じ家に在る者です。此扶助して養ふべき人が、乞食をして居るのを捨て、置くのは、扶養を受くべき者に乞食をさせたになるのです。問 直系血族とは誰々ですか。答 父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母などの自分より目上は直系血族で、さうして尊屬です。又、直系血族で目下は、直系卑屬と言つて、子、孫、曾孫などです。されば直系血族と云ふのは、自分より真直に通つた血のかつた

者と云ふことです。それから戸主たる者は家族を扶養すべき者だから、家族が乞食して居るのを見て居ては、戸主が乞食をさせて居るのも同じことです。依て乞食をさせた者として處罰するのであります。

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは真正に寄附を請む理由が無いのに、猥りに寄附を強して請み廻つたり、又は自分に利益を收る目的で、受けない家へ強て物品を配布した者です。問 利ける目的で物品を強て配布するのは、其一例を擧げると如何な事ですか。答 これは花會などと言つて、印手拭や盃を配つて、其後金銭を貰ひに行くのがありませう。まア彼様な類です。

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、賣拂物を入札して買ふ者に對して、其入札を爲る妨害を爲たり、又は入札の仲間へ入れて呉れろと強て請んだり、若くは札を落して拂品を買ひ受けた者に對して、買品で金利ける仲間へ入れよと強請つたり、又は利けた金を分配て呉れろと強請つたり、若くは落札した者の利けた利けないに拘はらず、金銭でも物品でも呉れろと強請つた者で、彼の入札の團子取といふものです。

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは他人が業務を爲て居るときに、其人に對つて惡戯を仕かけたり、又は業務の妨害を爲た者です。

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

問 此項は如何ですか。答 これは詐欺廣告を爲て、不正の利益を貪つた者です。新聞紙にでも、雜誌にでも、其他の方法でも、大法螺を吹いて價値の無い物でも價値

が有る様に思はせる廣告を掲したり、又は全きり虚偽の廣告を掲して買人を欺して不正の利益を貪つたものです。

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、申込も爲ないのに、新聞紙や、雜誌や、其他の出版物を送つて、強て其購讀の申込を求めたり、又は廣告を掲載して呉れと強て其申込を求めめる者です。求められる者が斷つても、なか／＼肯かずに求めめる者です。

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは配達して呉れろと申込もして無いのに、新聞紙や、雜誌や、其他の出版物を配布つて、其代を呉れろと請求したり、又は掲せて呉れろと申込んでも無い廣告をして、其掲載料を請求した者です。

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは祭事や祝儀事などを施行のに對して惡戯を爲たり又ハ妨害を爲た者です。問 祭事と云ふと、神様の祭りの事ばかりですか。答 否々。神様の祭りばかりぢやありません。總て祭りをすること、何でも見當を拜んで祭る式事です。寺院の法會事でも、家々の年忌弔ひ、法事でも、皆んな祭る事を引くるめて言つたものです。問 祝儀などは、如何な事です。答 これは目出度い事で、嫁取、婿取の婚禮事を始として、子が出来た祝ひ、宮參り、其他いろ／＼と目出たい式をするときです。問 そんなときに惡戯や妨害するとは、どんな事ですか。答 祭事で見ると、神様の御渡り式の妨害をするのや、目出度事では、嫁入の道中で、嫁に對して惡戯を爲かけたり、種々と妨害をする者などです。

十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不貞又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者
若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セ

ザル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、自己が専ら有て居る場所の内に、老人でも、子供でも、婦女でも、何の故も無いのに其處を動かすに居ること。又は病氣が發つたが爲めに、扶助を受けなければならぬ者が居ること。若くは人の死屍でも、死んだ胎兒でも在ること。是等を何れでも知りつ、警察署へでも交番所へでも申告さない者です。其上に死んだ胎兒が捨て、あるのを、警察官吏の指揮も無いのに、捨て、あつた現場を變へて他へ移した者です。

十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、一般の衆くの人が自由に通行の出来る場所で、

喧しく喋いで居たり、ゴロリと横はつて臥て居たり、又は泥んけんに大酔して人にからかつて妨害を爲た者です。

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、一般の衆くの人が自由に通行の出來る場所へ、故も無く車でも、馬でも、其他の物件でも置いたり、又河などの水路の中ならば、舟や筏を置いて通ることを妨げた者、又は交通する者に妨害になる行爲を爲た者です。

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ装置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

問 此項は如何ですか。答 これも、一般の衆くの人が自由に行通ひ出來る場所で、危険い恐れがあるとき、夜ならば火を燈して置くこと、其他危険い所へ陥らないやう、負傷しないやうに豫防する装置をして置く義務を怠つた者です。

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、劇場や寄席や、其他一般の衆くの人が會同る場所、會集つて居る人の妨害を爲た者です。

十五 雑沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯ゼズ混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは衆くの雑沓の場所で、例へば警察官が制止して止めるのを聞入れずに、亂暴の行爲を爲た者です。

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、人を誑かして惑はして、根も無いことを言ひ觸らしたり、又は事實で無い虚の報せを爲た者です。

十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ

授與シテ人ヲ惑ハシタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、真正に吉いとか凶いとか、禍に遭ふとか福が來るとかの理由も知らずに、漫りにごまかして其吉凶禍福を言つて人を惑はしたり、又は祈禱をして人が吉くなる理由も知らず、巫呪を爲て病が治ると云ふ理由も知らずに、漫りに祈禱や巫呪を爲て人を惑はしたり、又は靈驗利益が確かにあるとの理由も知らずに神佛の守札類を授けて人を惑はした者です。

十八

病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ゲタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、病人に對して禁厭や、祈禱や、巫呪などを爲たり、又は神様の御符や神水などを與つて、それで病氣が治ること請合だ、醫者にかゝるに及ばないなどと言つて、醫者の治療を妨げる者です。

十九

濫ニ催眠術ヲ施シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、催眠術を施けた者です。問 催眠術は施けても構はぬので、醫者までが催眠術の療治を爲たぢやありませんか。其施け方の記いた書籍も澤山出たぢやありませんか。答 ところが濫りに是等の施術を弄ぶことを默許すと種々の誘惑を惹き起して、他人に迷惑をかける媒にもなつて宜くないと見えて、今回は斷然禁めて、少しも施けることはならないになつたので、それで罰するのです。

二十

官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ借用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、官職も位記も勳等も爵位も學位も有たない者が、何大臣だとか、何次官とか、知事だとか言つて官吏に化けたり、從五位だとか正六位だとか言つたり、勳何等と言つたり、何爵だ華族だと言つたり、何博士だとか、何學士だとか言つたり、して偽つた者、又は法令で定めてある、軍人服とか、裁判官の服とかの服を着たり、記章を佩けたりして化けた者、若くは以上の様な職服に似たものを着たり使つたりした者です。

二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯ゼザル者

問 此項は如何ですか。答 これは、官署と云つて府縣廳、警察署、郡役所などに對しても、公署と云つて市役所、區役所、町役場、村役場などに對しても、事實の無い虚偽の陳述を爲したり、又は陳述を爲なければならぬ義務のある者でありながら、何も故無しに陳述することを承諾しない者であります。

二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ゲ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、人の飲用に供する清淨な水を汚穢したり、又は其水を使用ふのを妨げたり、若くは其水が通る水路の水道の鐵管とか、掛樋とかに障礙を加へた者です。

二十三 河川、溝渠又ハ下水道ノ疎通ヲ妨グベキ行爲ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、河川でも、溝渠でも、又は下水の通る地の下の樋でも、水の通るのを妨げる行爲を爲した者です。

二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、自己の身體にでも、又は他人の身體にでも刺紋を爲した者です。

二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、出入を禁めた場所を、別段出入しなければならぬ理由も無いのに漫りに出入した者です。

二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、官公署からの榜示で禁めてある箇條を犯したり、

若くは官公署の指揮によつて榜示立て、それに記いて禁めてある箇條を犯したり、又は其設置れた榜標を汚漬したり、若くは撤去てた者です。

二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯ゼズシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セズ又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラズ傍觀シテ之ニ應ゼザル者

問 此項は如何ですか。答 これは、出水の際でも、火事の際でも、其他事變のあつた際に、制止止めるのも聞入れずに、其現場に立入つたり、若くは其場所から退去なんだり、若くは官吏から援助てやれと言はれたにも拘はらず、傍觀ばかりして居て、官吏の頼みに應じて援助を爲ない者です。

二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは濫りに他人の軒先に掲げてあるガス燈を消したり又は社や寺や、道路や公園や、其他世間の衆くの人の用にしてある常に燈すものを消した者です。これは戯れにしても決して戯れには爲ないのです。

二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜巢ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、他人の田野や園圃から、野菜や果實を摘採つたり、花卉を折つて採つたものです。野あらし花あらしであります。

三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ゲ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、人を雇つて其雇人に働かす者が、勞役者に對して、何の譯も無いのに其自由を妨げたり、又は苛酷い取扱を爲た者です。問 すると雇主が罰せられるのですな。答 左様です。問 勞役者と言つても、宅に使ふ番頭手代丁稚下男下女などでも左様ですか。答 無論左様ですとも。

三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、他人の身体の邊りに立塞がる理由も無いのに猥りに立塞がつたり、又は他人の跡付けて追隨て行く理由も無いのに猥りに跡付けて追隨て行く者です。

三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ボスベキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、他人の身体にでも、他人の物件にでも、又はそれに害を及ぼすべき場所にでも對して、物件を抛擲したり、又は捨て、置いたりした者です。

三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、神様の祠や佛様の堂や、總て拜むべき所や、墓所や、碑や、銅像石像や、其他それに類する物を汚瀆した者です。

三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、人の死屍や死んだ胎兒を隱匿したり、又は他の物に紛はしく偽せて装ふた者です。

三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混ジテ不正ノ利ヲ圖リタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、一定つた飲食物や食物に、一定つた飲食物で無い他の物を混せて、それを賣つて不正の利益を得ようとした者です。

三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スベキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、未だ熟さない果物や、腐敗つた肉類や、其他健康を害する飲食物を營利け用に供つた者です。

三十七 濫ニ他人ノ繫ギタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

問 此項は如何ですか。答 これ他人が繫いで置いた舟でも、筏でも、牛でも、馬でも、其他の獸類でも、他人の所有だから解放することは出来ない理なのに、其理由も無くして猥りに解放した者です。

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 左のそれ々の項の、何れにでも該當るものは、二十圓以下の科料に處するのです。

一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レガ保存ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、其筋の許可を受けずに、人の死屍を解剖したり、又は人に限らず何の死体でも解剖したり、又は其解剖したのを保存して置く者です。

二 公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、一般の衆の人の目に觸れる場所で、肩を脱いだり、裸体になつたり、又は臀部を出したり、股部を露はしたり、其他醜態を爲した者です。

三 街路ニ於テ屎尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

問 此項は如何ですか。答 これは人の通る街路で、大便をしたり、小便をした者や、又は老人や子供に附いて居る者が、本人に言つて大小便をさせた者です。

四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スベキ物ヲ玩ビタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、鐵砲を發射する理由があるでも無いのに猥りに鐵砲を發射したり、又は理由も無いのに火藥や其他劇しく發する危険い物を弄んだ者で

あります。

五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ
濫ニ火ヲ焚ク者

問 此項は如何ですか。答 これは、家屋でも、其他の建造物でも、若くは火を引き易い物の近傍で、火を焚く理由も無いのに猥りに火を焚いた者や、又は山や野で猥りに火を焚く理由も無いのに火を焚いた者です。

六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、石灰や其他自然に火が發る虞のある物の取扱ひを粗末にした者です。

七 開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦、産婦ノ招キニ應ゼザル者

問 此項は如何ですか。答 これは、開業醫者でも産婆でも、病人や、妊婦や、産をする婦の家から招かれて、何も行けない理由も無いのに、故なく招きに應じない者です。舊の違警罪では急病と云ふ様な急場の際だけに限つてあつたが、新處罰令では、急場に限らず、常でも招かれたら行かぬわけに、いかぬことになつたのです。

八 故ナク官公署ノ召喚ニ應ゼザル者

問 此項は如何ですか。答 これは、官公署の召喚に應じない理由も無いのに、故もなく官公署の召喚に應じない者です。公署は市役所、區役所、町役場、村役場などで、其他は官署であります。

九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スベキ飲食物ニ
覆蓋ヲ設ケズ店頭ニ陳列シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、炮いたり、煮たり、洗滌つたり、皮を剥きなどすること要らずに其儘で食用に供する飲食物に、覆蓋を設けず店頭に陳列する者です。

十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レガ取除ノ義務ヲ

怠りタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、禽の死屍でも獸の死屍でも、又は汚穢い物でも、棄てる處へ棄るのが當然であるのに、左様に爲すに狼りに何處へでも構はずに擲棄したり、又は棄て、あるのを取除ける義務を怠つて、見ながら其儘に打やつて置く者です。

十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、家の中の檻に入れてある精神病者の看護を怠つて、屋の外を彼方此方徘徊かした者です。

十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嗾シ又ハ驚逸セシメタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、濫りに犬や其他の獸類を唆かけたり、逃走したり、狂ひ逸らしたりした者です。何れを犯すも罰せられます。

十三 狂犬、猛獸等ノ繋鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、狂犬や、猛獸などの繋鎖いである看守を怠つて随意に走がした者です。

十四 公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、一般の衆くの人目に觸る場所で、牛でも馬でも其他の動物でも、虐く待遇つた者です。

十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、何の理由も無いのに、狼りに他人の家屋でも、其他の工作物でも汚瀆した者、若くはそれに貼紙した者、又は他人の門口の標札でも招牌でも取つた者、貸家札や其他榜標の類を汚瀆した者、若くはそれを撤去つた者で

す。

十六

橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繋ギタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、橋梁を損じさせ壞す虞のある場所に筏を繋いだ者や、又は堤防を損じさせ壞す虞のある場所に筏を繋いだ者であります。

十七

通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

問 此項は如何ですか。答 これは、道路の無い他人の田や圃を通行つた者や、又は道路の無い他人の田や圃へ、牛馬でも諸車でも曳入れた者です。

第四條

本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは、此警察犯處罰令に規定めた違反の行為を教へ唆かした者や、又は幫つて助けた者は、それ々の、それに該當つた箇條に照らして罰

する。併し其情を酌み察して、情狀によつて其刑を免除することが出来ると規定たのであります。

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

刑法施行法

(明治四十一年三月二十七日)
法律第二十九號

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニヨリテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

- | | |
|------|------------------|
| 死刑 | 死刑 |
| 無期徒刑 | 無期徒刑 |
| 無期懲役 | 無期徒刑 |
| 無期禁錮 | 無期徒刑 |
| 有期懲役 | 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮 |

有期禁錮
罰金
拘留
科料

有期徒刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮
罰金
拘留
科料

第三條 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一ノ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條 刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セザルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

◎刑法施行法

二百四十六

第五條 刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公

權監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトモ之ヲ附加セス

第六條

刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施

行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ

刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準

用ス
二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルト

第七條

左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑

法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於

テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス
一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑

ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ヲ減輕セラレタル者
刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第八條

刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ

裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトモ雖モ

第九條

刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ

裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトモ數罪俱

發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併

合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用

◎刑法施行法

二百四十七

◎刑法施行法

二百四十八

ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十條

刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十一條

刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十二條

第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ適用ス

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十三條

刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、假出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ適用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲

ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條

刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

第十五條

刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行前日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ適用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ完納セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行前日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ適用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

◎刑法施行法

二百四十九

第十六條

懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條

關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條

剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

附加ノ罰金ヲ完納セサル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條

他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス他ノ法律ノ規定中剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ニ處ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス

第二十條

他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條

他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條

前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條

明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條

左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ內刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

- 一 第二編第三章第五節
- 二 第九十八條乃至第二百條
- 三 第二編第四章第七節及ヒ第九節
- 四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條

左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徵兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪

四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戶籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪

十一 舊刑法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

三 移民保護法ニ掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ爲メ變更セラルルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看倣ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看倣ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看倣ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看倣ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看倣ス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ復權ヲ得タルモノニハ之ヲ適用セス

テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看倣ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看倣ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看倣ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看倣ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年
- 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四十條 刑事訴訟法第二百五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百六條第一項中「刑法第百八十條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第百三十八條中「刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第百四十四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ

第四十三條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪ノ」ヲ削ル

第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ檢事ノ請求アルトキ亦同シ

被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムヘシ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ」ヲ削ル

第四十七條 刑事訴訟法第二百七十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルト

キハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ヲ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第二百八十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲ス可シ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因

リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第二百九十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマ

テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲ス可シ」ノ下ニ「刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦

同シ」ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ徴收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及七百七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復権及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢察其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢察ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ

但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニアルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人、鑑定人及ヒ通事ニ給與ス可キ日當、旅費及ヒ止

宿料

二 第六十六條ニ記載シタル費用

第六十三條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス

二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五圓

第六十四條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十五條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前、公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十六條

鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條

共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

◎刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件

(明治四十一年九月二十二日勅令第二百十七號)

朕刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

刑法施行法中他ノ法律ニ關スル規定ハ刑法施行前ニ公布シタル命令ニ之ヲ準用ス

附則

◎刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第百五十五號ハ之ヲ廢止ス

●特赦及減刑ニ關スル件 (明治四十一年九月二十二日) (勅令第百十五號)

朕特赦及減刑ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 通常裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦又ハ減刑ノ上奏ハ司法大臣之ヲ爲

ス

第二條 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ受刑者ノ在監スル監獄ノ長ハ司法大臣ニ特

赦又ハ減刑ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三條 特赦又ハ減刑ノ申立書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 判決謄本

二 刑ノ執行指揮書ノ謄本

三 刑期計算書

四 戶籍ノ謄本

五 犯罪ノ情狀、本人ノ性情、受刑中ノ行狀、將來ノ生計其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

ニ關スル調査書類

第四條 監獄ノ長ノ爲ス特赦又ハ減刑ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ヲ經由ス

ヘシ

檢事ハ必要ナル事項ニ付調査ヲ爲シタル上意見ヲ附シ申立書ヲ司法大臣ニ進達スヘシ

第五條 司法大臣ハ特赦又ハ減刑ノ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ檢事又ハ檢事

ヲ經由シテ監獄ノ長ニ通知スヘシ

第六條 特赦又ハ減刑ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ハ裁可狀ノ謄本ヲ作り刑ノ言渡ヲ爲

シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ送付スヘシ

第七條 裁可狀ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル檢事ハ直ニ其ノ謄本ヲ作り之ヲ本人ニ下付スヘシ

本人假出獄中ナルトキハ其ノ旨ヲ監獄ノ長ニ通知スヘシ

本人在監中ナルトキハ其ノ監獄ノ長ニ前項ノ謄本ヲ送致シ下付ノ手續ヲ爲サシムヘシ

本人他ノ裁判所ノ管轄區域内ニ在ルトキハ其ノ裁判所ノ檢事ニ謄本ノ下付ヲ囑託スルコ

トヲ得

第八條 司法大臣ヨリ送付ヲ受ケタル裁可狀ノ謄本ハ之ヲ判決書ニ添附スヘシ

訴訟記録他ノ裁判所ノ檢事局ニ在ルトキハ其ノ裁判所ノ檢事ニ前項ノ手續ヲ爲シタル旨

ヲ通知スヘシ

前項ノ通知書ハ之ヲ訴訟記録ニ添附スヘシ

第九條 裁可狀ノ謄本ヲ本人ニ下付シタルトキハ檢事又ハ檢事ヲ經由シテ監獄ノ長ハ速

ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スヘシ

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎假出獄取締細則 (明治四十一年九月十日) (司法省令第二十五號)

假出獄取締細則左ノ通相定ム

假出獄取締細則

第一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察署ノ監督ヲ受ク

第二條 假出獄ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到着スヘキ日ヲ定メ之

ヲ證票ニ記載ス可シ

假出獄ヲ許サレタル者ハ前項ニ依リ證票ニ記載セラレタル日ニ監獄警察署ニ出頭シ證票

ニ認印ヲ受ク可シ若シ旅行數日ニ沙ルトキハ警察官署所在ノ地ニ宿泊シ其警察官署ニ出

頭シ認印ヲ受ク可シ

第三條 假出獄ヲ許サレタル者天災疾病其他ノ事故ニ由リ前條ノ規定ニ從フコト能ハサル

トキ又ハ其ノ處アルトキハ遲滞ナク其事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ク可シ

前項ノ證明ハ監督警察官署ニ提出シテ認印ヲ受ク可シ

第四條 監獄ノ長 證 票ヲ交付シタルトキハ其旨ヲ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居ノ地ヲ管

轄スル地方裁判所ノ檢事、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事及ヒ監督警察官署ニ通報ス

可シ

第五條 假出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督警察官

署ニ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ届出ツ可シ

第六條 假出獄ヲ許サレタル者住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ其事

由、行先地及ヒ旅行日數ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請フ可シ

住居ノ轉移又ハ十日以上旅行ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ旅券ヲ交付ス可シ但監

督警察官署ノ管轄區域内ニ住居ヲ轉移スル場合ハ此限ニ在ラス

第二條及ヒ第三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 住居ノ轉移ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ其ノ旨ヲ第四條ノ檢事、監獄並ニ

新ナル住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事及ヒ警察官署ニ通報ス可シ

前項ノ場合ニハ關係書類ヲ新ナル監督警察官署ニ送致ス可シ

第八條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅

行日數ヲ記載シ監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請

フ可シ

監督警察官署及ヒ監獄ハ事實ヲ調査シ意見ヲ付ス可シ

第六條第二項及第三項ノ規定ハ旅行ヲ許可セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ノ旅行ヲ許可セラレタルトキハ監督警察官署ハ其旨

ヲ第四條ノ檢事ニ通報ス可シ

第十條 假出獄ヲ許サレタル者旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸著シタルトキハ遲

滯ナク監督警察官署ニ出頭シ旅券ヲ還納ス可シ

第十一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ遲滯ナク監督警察官署ニ職業其他生計ニ關スル見込ヲ

立テ之ヲ届出ツ可シ

假出獄ヲ許サレタル者ノ保護ヲ引受タル者アルトキハ前項ノ届出ニハ連署ヲ要ス

第十二條 假出獄ヲ許サレタル者ハ毎月一回監督警察官署ニ出頭シテ前條ノ事項ニ付其

結果ヲ申述ス可シ

旅行ヲ許サレタル者同一ノ場所ニ一月以上滞在スルトキハ滞在地ヲ管轄スル警察官署ニ

出頭シテ前項ノ申述ヲ爲ス可シ此場合ニ於テハ其警察官署ハ監督警察官署ニ申述ノ要旨

ヲ通報ス可シ

第十三條 監督警察官署ハ假出獄ヲ許サレタル者ヲシテ正業ニ就キ善行ヲ保タシムル爲メ

必要ナル訓示ヲ爲シ又ハ之カ爲メ必要ナル行爲ヲ命スルコトヲ得
前項ノ命令ヲ發シタルトキハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ

第十四條 監督警察官署ハ六月毎ニ假出獄ヲ許サレタル者ノ行狀ノ良否、職業ノ種別及ヒ勉否、生活ノ狀況、親族トノ關係其他ノ事項ニ付調査書ヲ作り之ヲ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ

第十五條 假出獄ヲ許サレタル者ノ監督ハ證票ヲ交付シタル監獄ノ長ノ意見ヲ聽キ之ヲ託スルニ適當ナル親族、故舊、出獄人保護事業ニ従事スル者、神官、僧侶、教師又ハ徳望アル者ニ委任スルコトヲ得
前項ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ毎月末日第十四條ニ掲ケタル事項ヲ監督警察官署ニ通報ス可シ

第十六條 檢察及ヒ警察官署ハ假出獄ヲ許サレタル者刑法第二十九條第一項ニ該ルコトヲ知リタルトキハ意見ヲ具シ司法大臣ニ申報ス可シ

警察官署ノ爲ス申報ハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察ヲ經由ス可シ

第十七條 司法大臣假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ假出獄ヲ許サレタル者ノ所在ノ地若クハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢察又ハ其在監スル監獄ニ通報シテ其執行ヲ爲サシム
前項ノ場合ニ於テハ證票ヲ還納セシム可シ

第十八條 假出獄ヲ取消サレタル者在監者ニ非サルトキハ檢察ハ刑事訴訟法第三百十九條第二項ニ依リ逮捕狀ヲ發ス可シ

第十九條 第十七條ノ執行ヲ爲シタル檢察又ハ監獄ハ其旨ヲ第四條ノ檢察、監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ

第二十條 假出獄ヲ許サレタル者死亡シタルトキハ監督警察官署ハ之ヲ第四條ノ檢察及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ
前項ノ通報ヲ受ケタル監獄ハ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續

(明治四十一年九月十八日) 司法省訓令第七號

假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續左ノ通相定ム

假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續

第一條 假出獄ノ具申書ニハ假出獄ヲ許ス可キ者ノ住所、氏名、年齢、罪名、犯數、刑名、

刑期、刑期ノ起算並ニ終了日、刑期三分ノ一ニ相當スル日、假出獄ヲ許ス事由、出獄後

ニ於ケル保護者ノ住所、氏名、職業、生活ノ状態及ヒ保護者ト本人トノ關係ヲ記載ス可

シ

第二條 假出場ノ具申書ニハ假出場ヲ許ス可キ者ノ住所、氏名、年齢、罪名、犯數、刑

名、刑期若クハ金額、刑期ノ起算及ヒ終了日、假出場ヲ許ス事由ヲ記載ス可シ

第三條 監獄法施行規則第七十二條ニ依リ假出獄ノ具申書ニ添附ス可キ行狀録ハ自分

帳簿乙號行狀録最近一年六月分ノ寫ヲ以テ之ニ充テ、身上調査書類ハ身上票及ヒ公務所

其他ノ回答書ニシテ特ニ參考ト爲ル可キモノノ寫ヲ以テ之ニ充ツ可シ

第四條 刑期三分ノ一ヲ算出スルニハ左ノ例ニ依リ曆ニ從ヒ計算ス可シ

一 刑期三年以下ニシテ年ノミニ係ルトキハ年ヲ月ニ換算シテ之ヲ三分シ其商ニ相當スル期間ヲ刑期起算日ヨリ計算ス

二 刑期三年以上ニシテ年ノミニ係ル場合ニ於テ其儘三分スルコト能ハサルトキハ先ツ年ヲ三分シテ其商ヲ得、年ノ端數ハ之ヲ月ニ換算シテ之ヲ三分シ月ノ商ヲ得、年ト月トノ商ニ相當スル期間ヲ刑期起算日ヨリ計算ス

三 刑期三年以上ニシテ年ト月トニ跨ルトキハ先ツ年ヲ月ニ換算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘテ其和ヲ三分シ因テ得タル商ニ相當スル刑期計算日ヨリ計算ス

四 刑期三年以上ニシテ年ト月トニ跨ル場合ニ於テ其儘三分スルコト能ハサルトキハ先ツ三分シテ年ノ商ヲ得、年ノ端數ハ月ニ換算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘ其和ヲ三分シテ月ノ商ヲ得、月ノ端數ハ次ノ方法ニ依リ計算ス

(イ) 先ツ刑期起算日ヨリ年ト月トノ商ニ相當スル期間ヲ曆ニ從ヒ計算シ其期間ノ最

◎假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續

終日ヲ定ム

(ロ) 次ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ月ノ端數ヲ曆ニ從ヒ計算シ其期間ニ相當スル日數ヲ算出ス

(ハ) (ロ)號ニ依リ算出シタル日數ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、更ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ日ノ商ニ相當スル期間ヲ計算シ其最終日ヲ定ム但日ノ端數ヲ生スルトキハ商ヲ一日繰上クルモノトス

五 年ト月ト日トニ跨リ其儘三分スルコト能ハサルトキハ四號(イ)(ロ)ノ例ニ準シ日數ヲ算出シ其算出シタル日數ニ刑期ノ日ヲ加ヘ之ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、四號(ハ)ノ例ニ依リ計算ス

六 月ト日トニ跨リ又ハ日ノミニ係ル場合ニ於テ其儘三分スルコト能ハサルトキハ前數號ノ例ニ準シ計算ス

七 刑期ニ算入ス可キ日數アルトキハ全ツ全刑期ノ最終日ヨリ遡テ算入ス可キ日數ヲ控除シ其殘期ノ三分一ヲ計算ス

第五條 假出獄證票ハ別記第一號書式ニ依リ之ヲ作成シ假出場證票ハ別記第二號書式ニ依リ之ヲ作成ス可シ

第六條 假出獄又ハ假出場ニ因リ釋放シタルトキハ許可書到達ノ年月日時及ヒ釋放シタル年月日時ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第七條 典獄ハ假出獄取締細則第十四條ニ依リ假出獄者ニ關スル調査書ヲ受ケタルトキハ其都度意見ヲ附シ司法大臣ニ申報ス可シ

附 則
本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年司法省訓令第二號假出獄證票ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(別記)
(第一號書式)
(用紙厚紙、紙質適宜)

假出獄證票

府縣郡市區町村番地(本籍地並ニ假出)
(獄後住居ノ地)

◎假出獄及ヒ假出湯ニ關スル取扱手續

二百七十六

氏 年月日生

罪名

刑名刑期

明治 年 月 日ヨリ執行

明治 年 月 日刑期終了

假出獄期間 年 月 日 自明治 年 月 日 至明治 年 月 日

明治 年 月 日ニ住居ノ地ニ到著ス可シ

假出獄ヲ許サレタルヲ以テ此證票ヲ附與ス

某監獄 典獄 氏 名印

認吏察及記
印ノ官警事

六 寸 五 分

(面 裏) (面 裏)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

假出獄者心得事項
 監獄ヨリ指定セラレタル日限ニ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭シ此證
 票ニ認印ヲ受ク可シ若シ旅行日ニ涉ルトキハ警察官署所在地ニ宿泊シ其
 警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ク可シ
 天災、疾病、其他ノ事故ニヨリ前項ノ規定ニ從フコト能ハサルトキ又ハ其處
 アルトキハ遲滞ナク其事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ク可シ此證明書
 ハ監督警察官署ニ提出シテ認印ヲ受ク可シ
 正業ニ就キ善行ヲ保ツ可シ
 假出獄中ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ノ監督ヲ受ケ其指揮命令ニ從フ可
 シ
 遲滞ナク監督警察官署ニ職業其他生計ニ關スル見込ヲ立テ之ヲ届出ツ可シ
 保護者アルトキハ連署ヲ要ス
 毎月一回監督警察官署ニ出頭シテ前項ノ事項ニ付其結果ヲ申述ス可シ旅行
 ノ許可ヲ得テ同一ノ場所ニ一月以上滞在スルトキハ滞在在地ヲ管轄スル警察
 官署ニ對シ此申述ヲ爲ス可シ
 三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督警察官署ニ其事由、行
 先地及ヒ旅行日數ヲ記載シテ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行
 住居ヲ移轉シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ
 旅行日數ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請ヒ旅券ヲ受ク可シ第一第二ノ
 規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
 帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ記載シ
 監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請フ
 可シ第八ノ規定ハ旅行ヲ許ラレタル場合ニ之ヲ準用ス
 旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸著シタルトキハ遲滞ナク監督警察
 官署ニ出頭シ旅券ヲ還納ス可シ

◎假出獄及ヒ假出湯ニ關スル取扱手續

二百七十七

◎假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續

二百七十八

右假出獄者心得事項ニ違背シタルトキ又ハ左ニ掲クル事由アルトキハ假出獄ノ
 處分ヲ取消サルコトアル可シ
 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ
 爲ス可キトキ
 假出獄ノ處分ヲ取消サレタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セラレサルモノ
 トス

(第二號書式)

(用紙厚紙、紙質適宜)

假出獄證稟

府縣郡市區町村番地 (本籍地並ニ假出
場後住居ノ地)

氏 名

年 月 日 生

罪名

拘留又ハ勞役場留置期間

明治 年 月 日ヨリ執行

明治 年 月 日滿期

假出場期間 年 月 日 自明治 年 月 日 至明治 年 月 日

假出場ヲ許サレタルヲ以テ此證稟ヲ附與ス

明治 年 月 日

某監獄

典獄

氏

名 印

五 寸 五 分

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券

及證明書雛形 (明治四十一年九月三十日
内務省訓令第九號)

假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ
用紙鳥ノ子堅五寸横七寸

第一雛形(住居移轉者ニ交附スルモノ)

假出獄者旅券

府縣郡市區町村番地 (本籍地並ニ假出
獄後住居ノ地)

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百七十九

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十

族籍 氏 年月日生

一 罪名

一 假出獄期間 年 月 日 自明治 年 月 日 至明治 年 月 日

一 旅行許可 年 月 日

一 移轉先地名

明治 年 月 日迄ニ移轉先ニ到著スヘシ
假出獄取締細則第六條ニ依リ此旅券ヲ交附ス

警察署(分署)長

年 月 日

官 氏 名 印

注意事項

- 一 旅行途中宿泊セントスルトキハ警察官署ニ出頭シ認印ヲ受クヘシ
- 一 途中天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ豫定ノ旅行ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ其ノ虞アルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ行先地ニ到著シタルトキハ警察官署ニ提出スヘシ
- 一 旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル官署ニ出頭スヘシ
- 一 旅行ヲ止メ又ハ行先地ニ到著シタルトキハ遲滞ナク此ノ旅券ヲ還納スヘシ

一 此ノ旅行ヲ發損亡失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

認 印 表

		明治 年 月 日 明 治 年 月 日 府 縣 郡 市 區 町 村 番 地 某 方 二 宿 泊 印	警 察 署 (分 署)	同	同	同

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十一

④ 假出獄取締規則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十二

第二雛形(旅行者ニ交附スルモノ)

用紙寸法同上

假出獄者旅券

府縣郡市區町村番地(本籍地並ニ假出獄後住居ノ地)

族籍 氏名 年月日生

一 罪名

一 假出獄期間 年 月 日 至 年 月 日

一 旅行許可 年 月 日

(表)

一行先地

(面)

一出發 年 月 日 明治 年 月 日迄ニ(行先地)ニ到著シ同年 月 日迄ニ歸著スヘシ

警察署(分署)長

官 氏 名 印

年月日

注意事項

- 一 旅行途中宿泊セントスルトキハ警察官署ニ出頭シ認印ヲ受クヘシ
- 一 途中天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ豫定ノ旅行ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ其ノ虞アルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ歸著シタルトキハ警察官署ニ提出スヘシ
- 一 旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭スヘシ
- 一 旅行ヲ止メ又ハ歸著シタルトキハ遲滞ナク此ノ旅券ヲ還納スヘシ
- 一 此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

認 印 表

警察署(分署)

同

同

同

⑤ 假出獄取締規則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十三

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十四

(面)		(裏)	
明治 年 月 日	府縣郡市區町村 番地某方ニ宿泊 印		

第三雛形(帝國外旅行者ニ交附スルモノ)

用紙寸法同上

(面) (裏)

假出獄者旅券(本旅券ノ效力ハ帝國内ニ限ルモノトス)

府縣郡市區町村番地(本籍地並ニ假出
獄後住居ノ地)

族 籍 氏 名

年 月 日 生

一 罪名

一 刑名刑期

二 假出獄期間 年 月 日 至 明治 年 月 日

一 旅行許可 年 月 日

一 旅行ノ事由

一 渡航先

一 出發 年 月 日

一 出發港

明治 年 月 日迄ニ(出發港)ニ到着スヘシ

假出獄取締細則第八條ニ依リ此旅券ヲ交附ス

警察署(分署)長

官 氏 名 印

注 意 事 項

一 旅行途中宿泊セントスルトキハ警察官署ニ出頭シ認印ヲ受クヘシ

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十五

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十六

一途中天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ豫定ノ旅行ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ其ノ處アルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ出發港ニ歸著シタルトキハ警察官署ニ提出スヘシ
 一旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭スヘシ
 一旅行ヲ止メ又ハ出發港ニ歸著シタルトキハ遲滞ナク此ノ旅券ヲ其ノ地ノ警察官署ニ納付スヘシ
 一此ノ旅券ヲ毀損シ失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

認 印 表

警察署(分署)	同	同	同
明治年月日 府縣郡市區町村 番地某方ニ宿泊 印			

(面)

第四雛形

用紙寸法適宜

假出獄者滞在證明書

府縣郡市區町村番地(本籍地並假出獄後住居ノ地)
 族 籍 氏 名
 年 月 日 生

◎假出獄取締細則ニ依リ交附スヘキ旅券及證明書雛形

二百八十七

- 一 滞在ノ事由
- 一 滞在ノ場所
- 一 滞在地ニ到着シタル年月日
- 一 滞在期間

假出獄取締細則第三條ニ依リ此ノ證明書ヲ交附ス

警察署(分署)長

年月日

官氏名印

監獄作業規程

(明治四十一年九月十六日)
司法省訓令第六號

監獄作業規程左ノ通改正ス

監獄作業規程

第一條 作業種類ノ認可ヲ受クルニハ作業ノ種目、施業方法、就業者ノ種類、就業人員、作業科程、見積工錢、就業ノ場所及ヒ器具器械ニ關スル事項ヲ申請書ニ記載シ仍ホ官可業ニ付テハ收支豫算ノ内譯書、受負業ニ付テハ契約ノ案文ヲ附添ス可シ

監外作業ニ係ルトキハ前項ニ依ル外就業業者ノ撰擇及ヒ取締ニ關シ意見ヲ附ス可シ

第二條 認可ヲ受ケタル作業ヲ廢止シ又ハ其施業方法、作業科程若クハ見積工錢ヲ變更シタルトキハ事由ヲ具シ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第三條 作業ニ付テハ作業主任及ヒ作業擔當者ヲ定ム可シ

作業主任ハ看守長、作業擔當者ハ看守若クハ女監取締ヲ以テ之ニ充ツ可シ

第四條 作業ハ典獄若クハ分監長ノ命令アルニ非ラサレハ之ニ著手スルコトヲ得ス

第五條 作業ノ命令ヲ爲スニハ作業原簿ニ必要事項ヲ記載シ典獄若クハ分監長之ニ認印ス可シ

作業原簿ハ官司業ニ付テハ第一號乃至第三號書式、受負業ニ付テハ第四號及ヒ第五號書式、委託業ニ付テハ第六號及ヒ第七號書式ニ依リテ之ヲ作成ス可シ

第六條 作業主任作業ノ命令ヲ受ケタルトキハ速ニ命令ノ旨趣ヲ作業擔當者ニ通知シ作業原簿ニ通知ノ年月日ヲ記載シ且作業擔當者ヲシテ之ニ認印セシム可シ

第七條 作業擔當者作業命令ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ作業ノ種類及ヒ方法ヲ就業業者ニ指示シ其實行ニ著手セシム可シ

工場内ニ於ケル製作又ハ修繕ニ係ルトキハ工業作業簿、農作ニ係ルトキハ農場作業簿ニ命令ノ要旨及ヒ通知ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ置ク可シ

第八條 作業主任ハ毎日始業時ニ於ケル就業人員ヲ調査シ第八號書式ニ依テ作業人員日表ヲ作成ス可シ

第九條 作業擔當者ハ毎日終業ノ際作業ノ成績ヲ検査シ且作業ニ使用シタル器具器械ヲ點檢ス可シ

作業成績ヲ検査シタルトキハ作業擔當者ハ第九號様式ノ日課表ニ其成績ヲ記入シ翌月二日マテニ之ヲ作業主任ニ差出ス可シ

第十條 物品ノ製作若クハ修繕ヲ終リ又ハ農作物ヲ收穫シタルトキハ作業擔當者ハ其都度品目及ヒ數量ヲ工場作業簿若クハ農場作業簿ニ記載シ置キ作業主任ニ物品引渡ノ通知ヲ爲ス可シ

製作、修繕又ハ農作以外ノ作業ヲ終リタルトキハ作業主任ニ完成ノ通知ヲ爲ス可シ
第十一條 作業主任物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ先ツ物品ノ品目、數量及ヒ仕上ノ模

様ヲ検査ス可シ

物品ノ引渡ヲ終リタルトキハ作業擔當者ハ引渡ノ年月日ヲ工場作業簿若クハ農場作業簿ニ記載シ作業主任ノ證明ヲ受ク可シ

前條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ作業完成ノ年月日、就業人員及ヒ工錢ヲ作業原簿ニ記載シ典獄若クハ分監長ノ證明ヲ受ク可シ

第十二條 作業主任物品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ必要事項ヲ作業原簿ニ記載シ典獄若クハ分監長ノ證明ヲ受ク可シ

引渡ヲ受ケタル物品ニシテ受負又ハ委託ニ係ルトキハ受負者又ハ委託者ニ對シ交付ノ通知ヲ爲ス可シ

一 私人ノ委託ニ係ルトキハ十日以内ニ代金納付ノ上物品ヲ引取ルヘキ旨ヲ通知ス可シ

第十三條 完成品ノ内渡ヲ爲ストキハ作業原簿ニ典獄若クハ分監長ノ證明ヲ受ク可シ
物品ノ交付ヲ終リタルトキハ其都度作業原簿ニ受領者ノ認印ヲ徵ス可シ
第十四條 作業主任ハ監獄官會議ノ決議ニ基キ作業賞與金計算高報告書及ヒ第十號書式

◎監獄作業規程

二百九十二

ノ作業月表ヲ作成ス可シ

前項ノ作業賞與金計算高報告書ハ毎月十四日マテニ之ヲ典獄若クハ分監長ニ差出ス可シ

第十五條

官司業ニ係ル製作品及ヒ農作物ハ材料及ヒ工錢ヲ以テ其原價トシ左ノ標準ニ依リ賣却價額ヲ算定ス可シ

- 一 監獄需用ノ物品ハ原價但シ漸次收穫スル農作物ニ付テハ市價ヲ參酌ス可シ
- 二 他ニ賣却スヘキ物品ハ市價

修繕品ニ付テハ前項ノ例ニ準シ修繕價額ヲ算定ス可シ

第十六條

受負業ニ付テハ受負期間、就業人員及ヒ受負工錢ヲ豫定スルコトヲ要ス
物品ノ製作又ハ修繕ヲ目的トスル受負業ニ付テハ一切ノ器具器械及ヒ素品ヲ受負者ヨリ提供セシムルコトヲ要ス

第十七條

受負契約ヲ締結スルニハ以下十條ノ規定ニ準據シ契約證書ニ其旨趣ヲ明記ス可シ

第十八條

受負期間ハ二月以上一年以下ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム可シ但期間滿了ノ際更新スルコトヲ妨ケス

スルコトヲ妨ケス

第十九條

就業人員ハ成ル可ク一日二十人以上百人以下トシ其範圍内ニ於テ最多限及ヒ最少限ヲ定ムヘシ

第二十條

受負工錢ハ就業人員一人ニ對スル一日ノ賃金ヲ以テ之ヲ定メ毎月十五日迄ニ前月分ヲ支拂ハシム可シ

第二十一條

器具、器械及ヒ素品ハ遲滞ナク之ヲ豫納セシメ製品ハ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ラシム可シ

第二十二條

作業ノ方法及ヒ取締ハ總テ監獄ノ法規及ヒ監獄官吏ノ指揮ニ從ヒ受負者ヲシテ之ニ干與セシムルコトヲ得ス

第二十三條

法令ノ結果、天災事變、傳染病流行其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ付テハ作業ヲ休止シ又ハ直ニ契約ノ解除ヲ爲ス權利ヲ留保ス可シ

第二十四條

左ノ場合ニ付テハ直ニ契約ノ解除ヲ爲ス權利ヲ留保ス可シ
一 受負者死亡シ隱居ヲ爲シ又ハ破産シタルトキ

◎監獄作業規程

二百九十三

二 受負者工錢ヲ支拂ハス其他契約上ノ義務ニ違背シタルトキ

第二十五條 工錢ノ不拂其他違約ノ場合ニ對スル擔保トシテ少クトモ二箇月分ノ工錢ニ相當スル金銭又ハ有價證券ヲ受負者ヨリ提供セシム可シ

第二十六條 受負者ノ責ニ歸ス可キ事由ニ因リ休業シタルトキハ前日ト同額ノ工錢ヲ支拂ハシム可シ

第二十七條 器具、器械、素品及ヒ製品ノ保管竝ニ仕事ノ瑕疵ニ付テハ總テ賠償ノ責任ヲ負フコトヲ得ス

第二十八條 受負業ニ關スル器具、器械若クハ素品ノ出納ハ作業主任之ヲ第十一號書式ノ器具器械受拂簿若クハ第十二號書式ノ素品受拂簿ニ記載シ之ニ受負者ノ認印ヲ徴ス可シ

第二十九條 委託業ニ付テハ委託工錢ヲ豫定スルコトヲ要ス

物品ノ製作又ハ修繕ヲ目的トスル委託業ニ付テハ素品ヲ委託者ヨリ提供セシムルコトヲ要ス但作業ニ附隨スル用品ハ監獄ニ於テ之ヲ供給スルコトヲ妨ケス

第三十條 第二十二條第二十三條及ヒ第二十七條ノ規定ハ委託契約ニ之ヲ準用ス

第三十一條 委託契約ヲ締結スル際必要アリト認ムルトキハ委託者ヲシテ相當ノ擔保ヲ提供セシム可シ

第三十二條 委託業ニ關スル素品ノ出納ハ第十二號書式ノ素品受拂簿ニ記載シ其都度之ニ委託者ノ認印ヲ徴ス可シ

附 則

本規程ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現存スル受負業及ヒ委託業ハ従前ノ例ニ依ルコトヲ得

(書式ハ別ニ之ヲ頒ツ)

◎監獄作業規程

二百九十五

監獄法 (明治四十一年三月) (法律第二十八號)

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

一 懲役監 懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

二 禁錮監 禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

三 拘留場 拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘置監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘置スル所トス

拘置監ニハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘禁スルコトヲ得

警察官署ニ附屬スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二條 二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歳未満ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス

前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歳ニ至ルマテ又滿二十歳ニ至リタル後三月内ニ刑期終了ス

可キ者ハ其殘刑期間仍ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得

心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齢ニ拘ハラサルコトヲ得

第三條 監獄ニ男監及セ女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘置監ノ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ之界ス

第四條 主務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

判事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限

リ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第六條 本法ニ依リ没入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル物ハ之ヲ監獄慈惠ノ用ニ充ツ

第七條 在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閱

官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第八條 勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス

前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

◎監獄法 第一章總則

二百九十七

第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

第二章 收監

第十一條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閲シタル後入監セシム可シ

第十二條 後新ニ入監スル婦女其子ヲ携帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

監獄ニテ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條 新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ検査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ

必要ト認ムルトキハ亦同シ

第三章 拘禁

第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

第一條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ依リ其監房ヲ別異ス十八歳未滿ノ者ハ第二條第二項ノ場合ヲ除ク外十八歳以上ノ者ト其監房ヲ別異ス但心身發育ノ狀況ニ因リ其必要ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス

前三項ノ規定ハ工場ニ於ケル就業ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其交通ヲ遮斷ス

第十八條 懲役監、禁錮監、拘留場、拘留監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ

同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ
ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四條 戒護

第十九條 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用ス
ルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帯スル劔又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監

者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

一 人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ

二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ

三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ

四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セン
トスルトキ

第二十一條 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコ
トヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ

護送ス可シ若シ護送スルノ途ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサル
キハ刑法第九十七條ニ依リ處斷ス

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スル
コトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨ケス

第五章 作業

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス

十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日、二月一日及ヒ十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁禁囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條 在監者文書、圖書ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス

文書、圖書ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 給養

第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

◎監獄法 第六章 教誨及ヒ教育 第七章 給養

第三十三條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十四條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十五條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第七章 給養

第三十六條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十七條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ白衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦袢ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十三條 刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類臥具ハ自辨トシ其自辨

スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 在監者ニハ其體質、健康、年齡、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料

ヲ給ス

第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章 衛生及ヒ醫療

第三十六條 在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛

生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ニ

第三十七條 在監者ハ其拘禁セラル、監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必要アルトキハ之ヲ病監ニ

收容ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但

懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因

リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト

認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

第四十四條 妊婦、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場

合ハ此限ニ在ラス

第四十六條

在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十七條

受刑者ニ係ル信書ニシテ不當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

前項ニ依リ發受ヲ許サ、ル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四十八條

裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス

第四十九條

在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

第五十條

接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 領置

第五十一條

在監者ノ携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス

保存ノ價值ナク又ハ保存ニ不當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解クコトヲ得

領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解キタル物ニ付キ在監者相當ノ處分ヲ爲サ、ルトキハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第五十二條

在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ子ノ扶助其他正當ノ用途ニ充テン

コトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條

在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許

スコトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ、其差入

ヲ許ス可カラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ没入又ハ廢

棄スルコトヲ得

第五十四條

在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條

領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條

死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス

第五十七條

死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ

國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章 賞罰

第五十八條

受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條

在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條

懲罰ハ左ノ如シ

一 叱責

二 賞遇ノ三月以内ノ停止

三 賞遇ノ廢止

四 文書、圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止

五 請願作業ノ十日以内ノ停止

六 自辨ニ係ル衣類臥具著用ノ十五日以内ノ停止

七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止

八 運動ノ五日以内ノ停止

九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削

十 七日以内ノ減食

十一 二月以内ノ輕屏禁

十二 七日以内ノ重屏禁

屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得

重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第六十一條

前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歳未満ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條

懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止ス

ルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

第十二章 釋放

第六十三條

在監者ノ釋放ハ恩赦、職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ查

閱シテ其手續ヲ爲ス可シ

第六十四條

恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十五條

前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間内ニ之ヲ釋放ス

第六十六條

第六十七條

假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ證票ヲ交付ス
假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ

一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト

二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト

主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

第六十八條

滿期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

第六十九條

釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

第七十條

釋放セラル可キ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得

第十三章 死亡

第七十一條

死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス
大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス

第七十二條

死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解クコトヲ得ス

第七十三條

在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス
死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附 則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其效力ヲ有ス

監獄法施行規則

(明治四十一年六月十六日 司法省令第十八號)

第一章 總 則

第一條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ拘禁ス可キ者ハ之ヲ拘置監ニ拘禁ス

外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者ハ刑事被告人ニ準用ス

第二條 監獄ノ參觀ハ男子ニハ男監、女子ニハ女監ニ限り之ヲ許ス但司法大臣ヨリ特別ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

未成年者ニハ監獄ノ參觀ヲ許サス

外國人監獄ヲ參觀スルニハ司法大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第三條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ典獄ハ其氏名、身分、職業、住所、年齢及ヒ參觀ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタル者ニハ參觀者心得事項ヲ告知ス可シ

第四條 司法大臣ニ情願ヲ爲スニハ其旨趣ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス
情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ得ス

情願書ヲ差出シタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ司法大臣ニ進達ス可シ

第三條 巡閱官吏ニハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ爲スコトヲ得

巡閱官吏ニ情願ヲ爲サンコトヲ豫告スル者アルトキハ典獄ハ其者ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シ置ク可シ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ情願書ニ之ヲ適用ス

第六條 巡閱官吏情願ヲ聽クニハ必要アル場合ヲ除ク外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシム可カラス

第七條 巡閱官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ爲シ又ハ司法大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得

巡閱官吏自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ記載ス可シ

第八條 情願ニ對スル裁決ハ典獄速ニ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第九條 典獄ハ每週一回以上面接日ヲ定メ監獄ノ處置又ハ一身ノ事情ニ付キ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ニ面接ス可シ

前項ノ申立ヲ爲サンコトヲ豫告スル者アルトキハ其氏名ヲ面會簿ニ記載シ置キ其順序ニ從ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面會簿ニ記載ス可シ

第十條 本則中別段ノ規定アルモノヲ除ク外懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第二章 收監

第十一條 新ニ入監スル者ヲ領收シタルトキハ入監者ノ氏名、領收ノ年月日時及ヒ領收官吏ノ氏名ヲ記載シタル領收書ヲ護送者ニ交付ス可シ

第十二條 新ニ入監スル婦女ニ子ノ攜帶ヲ許サ、ル場合ニ於テ相當ノ引取人ナキトキハ其子ヲ監獄所在地ノ市區町村役場ニ引渡ス可シ

攜帶ヲ許シタル子カ滿一歳ニ達シ又ハ他ニ在監ヲ許ス可カラサル事情アル場合ニ於テ相當ノ引取人ナキトキ亦同シ

第十三條 新ニ入監スル者アルトキハ監獄醫其健康ヲ診査ス可シ

第十四條 監獄ニ於テ避病監其他傳染病者ノ收容ニ適當ノ設備アルトキハ傳染病豫防法ニ

依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹ル者ト雖モ之ヲ入監セシム可シ

第十五條 監獄法第十三條ニ依リ入監セシメサル場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ入監ヲ指揮シタル官廳及ヒ監獄所在地ノ警察官署ニ通報シ仍ホ其事情ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第十六條 新ニ入監スル者刑罰訴訟法第三百十九條第二項各號ニ該當スルモノト認ムルトキハ之ヲ入監セシメタル上監獄醫ノ診斷書ヲ添へ直ニ其旨ヲ檢察ニ通報ス可シ
前項ノ規定ハ在監中ノ者ニ之ヲ準用ス

第十七條 新ニ入監スル者アルトキハ疾病其他已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外入浴ヲ爲サシム可シ

婦女ノ入浴ニハ女監取締之ニ立會ヒ婦女ノ身體及ヒ衣類ノ検査ハ女監取締之ヲ爲ス可シ

前項ノ規定ハ在監中ノ婦女ノ入浴及ヒ身體衣類ノ検査ニ之ヲ準用ス

第十八條 入監者ニハ番號ヲ付シ在監中其番號票ヲ上衣ノ襟又ハ胸部ニ附著セシム可シ但本人監外ニ在ル間ハ番號票ヲ除去セシムルコトヲ得

第十九條 典獄ハ在監者ノ遵守スヘキ事項並ニ刑期ノ起算及ヒ終了ノ日ヲ入監者ニ告知ス可シ

典獄ハ入監者ノ身上ニ關スル事情ヲ調査シ其結果ヲ身上票ニ記載ス可シ

前項ノ調査ヲ爲スニ付キ必要アリト認ムルトキハ裁判所、警察官署、市區町村役場又ハ本人ニ縁故アル者ニ照會ヲ爲ス可シ

第二十條 典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入監者ノ撮影ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ亦同シ

第二十一條 新ニ入監シタル者ハ疾病其他已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外三日以内之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

前項ノ受刑者ニハ文書圖書ノ閱讀ヲ許サス懲役囚ニハ作業ヲ課セサルコトヲ得

第二十二條 入監者ノ身分帳簿、名籍原簿、在監人人名簿及放免曆簿ハ收監後三日以内ニ整理シ必要ナル事項ヲ記載ス可シ

在監者遵守事項ハ冊子トシテ之ヲ監房内ニ備へ置ク可シ

第三章 拘禁

第二十三條 獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ一房ノ内ニ獨居セシム可シ

第二十四條 刑事被告人ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第二十五條 受刑者ハ本則ニ於テ特ニ規定アル場合ヲ除ク外左ノ順序ニ從ヒ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

一 刑期二月未満ノ者

二 二十五歳未満ノ者

三 初犯ノ者

四 入監後二月ヲ經過セサル者

餘罪又ハ刑期限内ノ犯罪ニ因リ審問中ニ在ル受刑者ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

獨居監房ニ殘餘アルトキハ前二項ニ該當セサル受刑者ト雖モ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコト

ヲ得

第二十六條 在監者ノ精神又ハ身體ニ害アリト認ムルトキハ在監者ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十七條 獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後六月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス

十八歳未満ノ者ハ特ニ必要アリト認メタル場合ヲ除ク外六月以上繼續シテ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十八條 典獄及監獄醫ハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノ監獄官吏ハ毎日數次獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視ス可シ

第二十九條 典獄、監獄醫、教誨師及ヒ女監取締ヲ除ク外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ス夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル婦女ノ巡視ニ付

キ亦同シ

第三十條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其視察シタル事項ヲ典

獄ニ報告ス可シ

第二十五條第一項及第二項ニ掲ケタル受刑者ニシテ監房不足ノ爲メ獨居拘禁ニ付スルコト能ハサルモノ及ヒ獨居拘禁ノ期間満了後必要アリト認ム可キモノハ之ヲ夜間獨居監房ニ拘禁ス可シ

第二十五條第二項ノ規定ハ夜間獨居監房ニ之ヲ準用ス

第三十二條 夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル者作業ニ就カサルトキハ晝間ト雖モ仍ホ在房セシム可シ

第三十三條 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ト受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得ス

第三十四條 病者又ハ不具者ト健康者トハ之ヲ同一監房ニ拘禁スルコトヲ得ス但看護ニ從事スルモノハ此限ニ在ラス

第三十五條 雜居監房ニハ三人以上ヲ拘禁ス可シ但療養其他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條 雜居監房、工場、教場及ヒ教誨堂ニ於テハ在監者ノ席次ヲ定メ交談ヲ禁止ス可シ

第三十七條 監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得ス但拘留監、女監及病監ハ此限ニ在ラス

第三十八條 雜居監房ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除クノ外之ヲ工場ニ代用スルコトヲ得ス

第三十九條 監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ其上部ニ在房者ノ氏名、年齢、罪質、刑名、刑期、留置期間及ヒ犯數其下部ニ番號及ヒ入監ノ年月日ヲ記載シ上部ハ之ヲ蔽掩シ置ク可シ

第四十條 雜居監房ニハ其容積、定員及ヒ現在人員ヲ記載シタル小札ヲ掲ク可シ

第四章 戒護

第四十一條 監獄ニ於テハ出入ノ警戒ヲ嚴ニシ必要アリト認ムルトキハ出入者ノ携帶品ヲ検査ス可シ

開監前閉監後ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ監獄官吏以外ノ者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第四十二條 監獄ノ外門、各出入口、監房、工場及ヒ現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置ク可シ若シ必要ニ因リ一時開放スルトキハ其要所ヲ守衛ス可シ

鑰匙ハ一定ノ監獄官吏之ヲ保管シ必要アル場合ニ非サレハ其授受ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ナクシテ監房ヲ開扉シ又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ス但病監ニ在リテハ此限ニ在ラス

第四十四條 監獄ノ構内ニ於テハ常ニ視察ノ便ヲ計リ觀望ヲ妨ケ其他戒護ノ障礙ト爲ル可キ物ヲ置ク可カラズ

已ムコトヲ得サル場合ニ於テ梯子其他攀越ノ用ニ供シ得可キ物ヲ構内ニ置クトキハ之ニ鎖鑰ヲ施ス可シ

第四十五條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ少クトモ毎日一回監房ノ檢査ヲ爲サシム可シ

第四十六條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ工場又ハ監外ヨリ還房スル在監者ノ身體及ヒ衣類ノ檢査ヲ爲サシム可シ

第四十七條 在監者ニシテ戒護ノ爲メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第四十八條 戒具ハ左ノ五種トス

一 窄衣

二 鈇

三 手錠

四 聯鎖

五 捕繩

鈇ヲ使用スルニハ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ之ニ貫キ腰間ニ線帶セシメ線帶ノ所ニ下鍵ス
聯鎖ヲ使用スルニハ之ヲ腰間ニ線帶セシメ線帶ノ所ニ下鍵シ二人毎ニ連絆ス

第四十九條 戒具ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十條 窄衣ハ危險ナル暴行ヲ爲ス懲役囚、鈇ハ逃走又ハ暴行ノ虞アル懲役囚、手錠及ヒ捕繩ハ暴行、逃走若クハ自殺ノ虞アル在監者又ハ護送中ノ在監者、聯鎖ハ監外ノ作業ニ就ク懲役囚ニシテ必要アリト認ムル者ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

窄衣ハ六時間以上、兩脚施鈇ハ六月以上、一脚施鈇ハ一年以上繼續シテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

護送中ノ者ニハ窄衣及ヒ鈇ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 監獄官吏在監者ニ對シテ劔又ハ銃ヲ使用シタルトキハ典獄ハ直ニ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第五十二條 典獄ハ刑期一年以上ノ懲役囚ニシテ刑期ノ半ヲ經過シタル者ノ中ニ就キ豫メ消防ノ用務ニ就カシム可キモノヲ指定スルコトヲ得

第五十三條 監獄法第二十二條ニ依リ在監者ヲ解放スルトキハ出頭ス可キ期間及ヒ場所ヲ告知ス可シ

第五十四條 在監者ヲ他所ニ護送ス可キ場合ニ於テハ監獄醫ヲシテ之ヲ診斷セシメ健康ニ害アリト認ムルトキハ其護送ヲ停止ス可シ

護送ヲ停止シタルトキハ其旨ヲ關係官廳ニ通報ス可シ

第五十五條 護送中ハ男女ヲ同行セシム可カラズ刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノ亦同シ

刑事被告人及ヒ十八歳未満ノ者ハ護送ノ際他ノ在監者ト區分ス可シ

第五十六條 在監者逃走シタルトキハ典獄ハ速ニ監獄所在地及ヒ其附近竝ニ逃走者ノ立寄ル可キ見込アル地方ノ警察官署ニ逃走者ノ人相書ヲ添へ逃走ノ事實ヲ通報ス可シ

第五十七條 前條ノ場合ニ於テハ典獄ハ其事實ヲ司法大臣ニ申報ス可シ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同シ

逃走者刑事被告人ナルトキハ前項ノ報告ヲ爲ス外逃走及ヒ逮捕ノ事實ヲ檢事ニ通報ス可シ

第五章 作業

第五十八條 在監者ノ作業時間ハ左ノ如シ

十一月	七月	時間	十二月	八月	時間
九月	九月	時間	十月	十月	時間
六月	十一月	時間			

作業時間ハ地方ノ狀況、監獄ノ構造又ハ作業ノ種類ニ因リ司法大臣ノ認可ヲ受之ヲ伸縮スルコトヲ得

請求ニ因リ作業ニ就ク者ノ作業時間ハ二時間以内短縮スルコトヲ得
教育、教誨及ヒ運動ニ要スル時間ハ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得

第五十九條 作業ノ種類ハ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第六十條 在監者ニ課スル作業ハ其種類及ヒ一日ノ科程ヲ指定シ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第六十一條 作業科程ハ普通一人ノ仕上高及ヒ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ標準トシテ

第一ニ之ヲ定ム可シ

仕上高ヲ標準トスルコト能ハサル作業ニ付テハ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ以テ作業科程トス

十八歳未満ノ受刑者、老者、病弱者及ヒ不具者ハ前二項ニ依ラス各就業者ニ付キ相當ノ作業科程ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條 作業時間ノ全部ヲ通シテ就業セシムルコト能ハサル作業ハ之ヲ他ノ作業ト併課スルコトヲ得

第六十三條 一日ノ作業科程ヲ終了シタル者ト雖モ作業時間内ハ繼續シテ作業ニ就カシム可シ

第六十四條 請求ニ因リ作業ニ就ク者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其作業ヲ中止シ若クハ之ヲ廢止シ又ハ作業ノ種類ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十五條 典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在監者ヲ受負作業ニ就カシムルコトヲ得

第六十六條 刑事被告人ハ之ヲ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス

刑期六月ニ滿タヌ又ハ受刑後三月ヲ經過セサル受刑者ハ司法大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス但十八歳未満ノ受刑者ヲ監外ノ農業ニ就カシムルハ此限ニ在ラス

第六十七條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日一回各就業者ニ就キ作業ノ成績ヲ検査セシム可シ

第六十八條 仕上高ハ毎月末日ニ其月分ヲ積算シ一日ノ平均高ト一日ノ科程トヲ對照シ作業科程ノ了否ヲ定ム可シ

第六十一條第二項ノ作業ニ付テハ一月毎ニ其就業時間ヲ積算シ前項ノ例ニ依リ作業科程ノ了否ヲ定ム可シ

第六十九條 前條ニ依リ作業科程ノ了否ヲ定メタルトキハ作業賞與金ノ計算ヲ爲ス可シ

第七十條 左ニ掲クル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サス

一 累犯ノ懲役囚ニシテ入監後三月ヲ經過セサルモノ

二 監獄法第六十條第六號乃至第八號及ヒ第十號乃至第十二號ノ懲罰ニ處セラレ其執行中ニ在ル者

三 就業三十日ニ滿タサル者

四 釋放ノ月ニ於ケル就業日ノ全部ヲ就業セサル者

第七十一條 作業賞與金計算高ハ各就業者ノ成績ヲ普通ノ傭工錢ニ見積リ行狀犯數及ヒ作業科程ノ了否ヲ斟酌シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム可シ

一 刑事被告人、拘留囚及ヒ禁錮囚ハ見積額ノ十分ノ四乃至十分ノ七

二 懲役囚ハ見積額ノ十分ノ一乃至十分ノ四

第七十二條 監獄法第二十五條第四項ニ依リ作業ニ就キタル者ニハ就業ノ當日ニ限り前條ニ掲ケタル割合ノ外見積額ノ十分ノ三以内ヲ増加スルコトヲ得

第七十三條 在監者惡意又ハ重過失ニ因リ器具、製品、素品其他ノ物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其賠償ニ相當スル金額ヲ作業賞與金計算高ノ内ヨリ控除スルコトヲ得

第七十四條 就業者ニハ毎月十五日マテニ前月分ノ作業賞與金計算高ヲ告知ス可シ

第七十五條 作業賞與金ハ就業者釋放ノ際之ヲ給與ス可シ

第七十六條 拾圓以上ノ作業賞與金計算高ヲ有スル受刑者其父、母、妻若クハ子ノ扶助、犯罪被害者ニ對スル賠償又ハ書籍ノ購求ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ作業賞與金計算高ノ三分ノ一ヲ超エサル金額ヲ給スルコトヲ得

受刑者ノ爲メ特ニ必要アリト認ム可キ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラス之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十七條 作業賞與金計算高ヲ有スル刑事被告人其父、母、妻又ハ子ノ扶助其他正當ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十八條 作業賞與金計算高ヲ有スル在監者逃走後六月内ニ其居所分明セサルトキハ其計算高ヲ抹消ス可シ

第七十九條 監獄法第二十一條及ヒ第二十八條ニ依リ手當金ヲ給ス可キ情狀アリト認ムル
トキハ典獄ハ調査書類ヲ添ヘ其旨ヲ司法大臣ニ具申ス可シ

第六章 教誨及ヒ教育

第八十條 教誨ハ休業日又ハ日曜日ニ於テ之ヲ爲ス可シ

必要アリト認ムルトキハ典獄ハ休業日又ハ日曜日以外ノ日ニ於テモ教誨ヲ爲サシムルコ
トヲ得

第八十一條 病監又ハ獨居監房ニ拘禁スル受刑者及ヒ刑事被告人ニハ其居所ニ就キ教誨ヲ
爲ス可シ

第八十二條 受刑者父母ノ訃ニ接シ就業ヲ免セラレタルトキハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ毎日教
誨ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ本人ノ希望ニ因リ其亡父母ノ爲メ讀經ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十三條 恩赦、假出獄若クハ假出場ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞表ヲ附與スルトキハ其式場
ニ受刑者ノ全部又ハ一部ヲ集メテ教誨ヲ爲ス可シ

第八十四條 受刑者死亡シタルトキハ本人ト縁故アル受刑者ヲ集メ棺前ニ於テ教誨ヲ爲ス
可シ

第八十五條 監獄法第三十條ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ毎日四時間以内小學程度ニ依リ
修身、讀書、算術、習字其他必要ノ學科ヲ教授ス可シ

前項ノ受刑者ニシテ小學科程ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學力アルモノニハ其教育
ノ程度ニ應シ毎日二時間以内相當ノ補習學科ヲ教授ス可シ

第八十六條 文書圖書ノ閱讀ハ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限り之ヲ許ス
新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ記載スルモノハ其閱讀ヲ許サス

第八十七條 雜居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ同時ニ三箇以上ノ文書圖書ヲ閱讀セシム
ルコトヲ得ス但字書ハ必要ニ因リ其冊數ヲ増加スルコトヲ得

第八十八條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ情狀ニ因リ其監房内ニ於テ自辨ニ係ル筆
墨紙ノ使用ヲ許スコトヲ得

第七章 給養

第八十九條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ品目ハ左ノ如シ

- 衣類
- 一 單衣
- 二 袴
- 三 綿入
- 四 襯衣
- 五 帶
- 六 襪
- 七 股引(婦女ニハ股引ニ代ヘ前垂ヲ用キシム)
- 臥具
- 一 蒲團又ハ毛布
- 二 敷布
- 三 枕

四 蚊蠅
雜具

- 一 手巾
- 二 雨具
- 三 冠物
- 四 履物

股引又ハ前垂ハ作業ニ就ク者ニ限り之ヲ交付ス

用紙ハ之ヲ給與ス

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ雜具ノ品目ヲ増加スルコトヲ得

第九十條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ一人ニ付キ一箇トス

但蚊蠅ハ此限ニ在ラス

作業ニ就ク者ニハ別ニ作業衣一組ヲ交付ス

用紙ノ數量ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ定ム

病者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ必要ニ因リ之ヲ増減スルコトヲ得

已ムコトヲ得サル事情アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ第一項及ヒ第二項ニ定メタル箇數ヲ増減スルコトヲ得

第九十一條 受刑者ニ着用セシムル衣類ハ赭色トス

左ニ掲クル衣類臥具ハ淺葱色トス

一 刑事被告人ニ貸與スル衣類

二 勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ貸與スル衣類

三 十八歳未満ノ受刑者ニ着用セシムル衣類

四 蒲團

第九十二條 自辨ノ衣類臥具ハ時季ニ適シ且ツ監獄ノ紀律及ヒ衛生ニ害ナキ物ニ限ル

自辨ノ衣類臥具ノ品目及ヒ箇數ハ典獄之ヲ定ム

第九十三條 自辨ノ衣類臥具ハ時々之ヲ交換補綴又ハ洗濯セシム可シ

監獄ニ於テ自辨ノ衣類臥具ヲ補綴又ハ洗濯シタルトキハ其費用ハ本人ノ負擔トス

第九十四條 在監者ニ給與スル糧食ノ種類及ヒ分量ハ左ノ如シ

一 飯 白米十分ノ四 一人一回三合以下

二 菜 一人一日五錢以下

地方ノ狀況若クハ物價ノ高低ニ因リ又ハ在監者ノ健康保全ノ爲メ要アルトキハ典獄ハ司

法大臣ノ認可ヲ受ケ糧食ノ種類ヲ變更スルコトヲ得

作業ノ種類ニ因リ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ飯ノ分量ヲ増加スルコト

ヲ得

第九十五條 在監者ニ給與スル飲料ハ白湯ヲ用ウル但必要アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ用ウルコ

トヲ得

第九十六條 在監者ニハ酒類又ハ煙草ヲ用ウルコトヲ許サス

第九十七條 病者ノ糧食及ヒ飯料ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得

第九十八條 自辨糧食ノ種類及ヒ分量ハ典獄之ヲ定ム

第九十九條 自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者不正ノ行爲アリト認ムルトキハ典獄ハ其者ノ出入ヲ禁止ス可シ

典獄ハ必要ニ因リ自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指名スルコトヲ得

第一百條 自辨糧食ハ監獄官吏立會ノ上監獄醫其検査ヲ爲ス可シ

第一百一條 雜居拘禁ニ付セラレタル者ノ自辨糧食ハ成ル可ク一定ノ場所ニ於テ之ヲ用キシム可シ

第八章 衛生及醫療

第一百二條 監獄ニ於テハ清潔ヲ旨トシ衣類臥具及ヒ雜具ハ期限ヲ定メ蒸汽其他適當ノ方法ヲ用キテ之ヲ清淨ナラシム可シ

第一百三條 受刑者ノ頭髮ハ少クトモ一月毎ニ一回 鬚髯ハ少クトモ十日毎ニ一回之ヲ剪削セシム可シ但特別ノ事情アル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第一百四條 頭髮鬚髯ヲ剪削セシメサル場合ニ於テハ常ニ之ヲ梳理セシム可シ

婦女ニハ膏油ノ使用ヲ許スコトヲ得

第一百五條 存監者ノ入浴ノ度數ハ作業ノ種類及ヒ其他ノ事情ヲ斟酌シテ典獄之ヲ定ム但六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一回 十月ヨリ五月マテハ七日毎ニ一回ヲ下ルコトヲ得ス

第一百六條 在監者ニハ雨天ノ外毎日三十分以内戶外ニ運動ヲ爲サシム可シ但作業ノ種類ニ因リ運動ノ必要ナシト認ム可キ者ニ付テハ此限ニ在ラス

前項ノ運動時間ハ獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ限り一時間以内ニ伸長スルコトヲ得 受刑者ニハ戶外運動トシテ體操ヲ爲サシムルコトヲ得

第一百七條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニシテ十八歳未滿ノモノハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノモノハ少クトモ三月毎ニ一回、雜居拘禁ニ付セラレタル受刑者ニシテ刑期一年以上ノモノハ少クトモ六月毎ニ一回監獄醫ヲシテ健康診斷ヲ爲サシム可シ

第一百八條 十八歳未滿ノ者ハ其他ノ者ト治療ノ時間及ヒ病監ニ於ケル居室ヲ異ニス可シ

第一百九條 獨居拘禁ニ付セラレタル者疾病ニ罹リタルトキハ病監ニ移ス必要アル場合ヲ除ク外其監房ニ於テ治療セシメ病監ニ移シタルトキハ成ル可ク病監内ノ獨居監房ニ拘禁ス

可シ

第四百十條

傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ嚴ニシ流行地ヲ發シ又其地方ヲ經過シタル入監者ハ一週以上他ノ者ト隔離シ其携帶物ニハ消毒方法ヲ行フ可シ

第四百十一條

傳染病豫防ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ在監者ニ種痘又ハ血清注射ヲ施スコトヲ得

第四百十二條

傳染病流行ノ際ニハ飲食物ノ差入及ヒ購求ヲ停止スルコトヲ得

第四百十三條

在監者傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ之ヲ隔離シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其狀況ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第四百十四條

前項ノ場合ニ於テハ監獄所在地ノ市區町村役場及ヒ警察官署ニ其事實ヲ通報ス可シ

第四百十五條

斷書及ヒ移送ス可キ病院トノ協議書ヲ添ヘ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第四百十六條

在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日其狀況ヲ視察セシム可シ

第四百十七條

病院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ還送セシメ司法大臣ニ其旨ヲ申報ス可シ

第四百十八條

治療ノ爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄醫ニ非サル醫師ヲシテ治療ヲ補助セシムルコトヲ得

第四百十九條

分娩ノ際必要アリト認ムルトキハ典獄ハ産婆ヲ付スルコトヲ得

第四百二十條

在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

第四百二十一條

妊婦ハ受胎後七月以上ノ者産婦ハ分娩後一月ヲ經過セサル者ニ限り之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章

接見及ヒ信書

第四百二十二條

十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ許サス

第四百二十三條

接見ノ時間ハ三十分以内トス但辯護人トノ接見ハ此限ニ在ラス

第四百二十四條

接見ハ執務時間内ニ非サレハ之ヲ許サス

第二百二十三條 接見ノ度数ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一回、禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ一回トス

第二百二十四條 典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二百二十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ其氏名、身分、職業、住所、年齢、在監者トノ續柄及ヒ面談ノ要旨ヲ聞取り許可ヲ與ヘタル者ニハ接見者心得事項ヲ告知ス可シ

接見センコトヲ請フ者辯護人ナルトキハ其氏名職業及ヒ住所ノミヲ聞取り裁判所ノ允許ヲ得テ辯護人ト爲リタル者ニハ仍ホ其旨ヲ證明セシム可シ

第二百二十六條 接見ハ接見室ニ於テ之ヲ爲サシム可シ
在監者疾病ノ爲メニ接見室ニ趣クコト能ハサルトキハ其居所ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百二十七條 接見ニハ監獄官吏之ニ立會フ可シ

第二百二十八條 外國語ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ接見ノ際之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二百二十九條 受刑者ノ發受スル信書ノ數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ各一通、禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ各一通、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ各一通ヲ超ユルコトヲ得ス

典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二百三十條 在監者ノ發受スル信書ハ典獄之ヲ檢閱ス可シ
發信ハ封緘ヲ爲サシテ之ヲ典獄ニ差出サシメ受信ハ典獄之ヲ開披シ檢印ヲ押捺ス可シ

第二百三十一條 外國文ヲ用キタル信書ハ檢閱ノ爲メ在監者ノ費用ヲ以テ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得
在監者前項ノ費用ヲ負擔スル資力ナク又ハ其負擔ヲ肯セサルトキハ信書ノ發受ヲ許サルコトヲ得

第二百三十二條 受刑者ノ發送スル信書ハ急速ヲ要スル場合ヲ除ク外日曜日、休業日又ハ休憩時間内ニ非ザレハ之ヲ作成セシムルコトヲ得ス

第二百三十三條 在監者信書ヲ自書スルコト能ハサルトキハ本人ノ求ニ因リ監獄官吏之ヲ代

書ス可シ

第三百二十四條

在監者ノ發送スル信書ノ郵便税ハ自辨トス裁判所其他公務所ニ對シ返信ヲ要スル場合ニ於テ郵便税ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ支辨ス可シ

第三百二十五條

在監者ニ交付シタル信書及ヒ其他ノ文書ハ必要ニ因リ十日以内本人ノ手ニ留置セシムルコトヲ得

第三百二十六條

信書ノ檢閲發送及ヒ交付ノ手續ハ成ル可ク速ニ之ヲ爲ス可シ

第三百二十七條

信書ノ發送、交付及ヒ廢棄ノ年月日ハ之ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

第三百二十八條

第三百二十九條ニ定メタル度數ヲ超エタル信書ニシテ發信ニ係ルモノハ直ニ之ヲ本人ニ返付シ其受信ニ係ルモノハ假リニ身分帳簿ニ添附シ置キ次ノ期間ニ於テ順次之ヲ本人ニ交付ス可シ

監獄法第四十七條第一項ニ依リ發受ヲ許サル信書ハ身分帳簿ニ添附シ置キ廢棄ス可キモノヲ除ク外釋放ノ際之ヲ本人ニ交付ス可シ

第三百二十九條

接見ノ立會及ヒ信書ノ檢閲ノ際行刑上參考ト爲ル可キ事項ヲ發見シタルトキハ其要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

第十章 領置

第四百十條

領置物ハ其品目及ヒ數量ヲ領置金品基帳ニ記載シ領置品基帳ニハ典獄之ニ證明ス可シ

第四百十一條

金錢ニ非サル領置物ハ本人ノ請求ニ因リ之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得

領置ヲ爲サヌ又ハ領置ヲ解キタル物ニ付キ本人相當ノ處分ヲ爲サルトキハ請求ナキトキト雖モ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十二條

在監者ニハ新聞紙、時事ノ論說ヲ記載シタル文書及ヒ監獄ノ紀律ヲ害ス可キ物ノ差入ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十三條

受刑者ニハ法令其他典獄ニ於テ有益ト認ムル文書、筆墨紙、郵便切手、郵便葉書、金錢及ヒ司法大臣ニ於テ認可シタル物ヲ除ク外差入ヲ爲スコトヲ得ス但自辨ヲ

許シタル物ハ此限ニ在ラス

第四百十四條 刑事被告人ニハ前條ニ掲ケタル物ノ外衣類、飲食物、手巾及ヒ履物ニ限リ差入ヲ爲スコトヲ得

第四百十五條 衣類、飲食物ノ差入ニ付テハ第九十二條、飲食物ノ差入ニ付テハ第九十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百十六條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ其氏名、身分、職業及ヒ住所ヲ調査ス可シ

第四百十七條 在監者ニ宛テ送致シ來リタル物及ヒ差入ヲ爲シタル物ハ看守長立會ノ上看守之ヲ検査ス可シ

第四百十八條 自辨又ハ差入ヲ許シタル物ハ本人ニ交付セサルトキト雖モ携有物ノ例ニ因リ領置ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百十九條 飲食物ニ付テハ領置ニ關スル規定ヲ適用セス

第四百二十條 没入又ハ廢棄ノ處分ヲ爲シタルトキハ没入廢棄簿ニ品目、數量並ニ處分ヲ爲シタル理由及ヒ年月日ヲ記載シ典獄之ニ證印ス可シ

第四百二十一條 死亡者ノ遺留物ノ交付ヲ受ク可キ者遠地ニ在ルトキハ其請求ニ因リ遺留物ヲ賣却シテ代金ヲ送付スルコトヲ得但遞送費ハ請求者ノ負擔トス

第十一章 賞 罰

第四百二十二條 賞遇ヲ爲ス可キ者ニハ賞表ヲ附與ス可シ

第四百二十三條 賞表ハ加ヘテ三箇ヲ超ユルコトヲ得ス

第四百二十四條 賞遇ハ左ノ如シ

- 一 第二百二十三條ニ定メタル接見ノ次數及ヒ第二百二十九條ニ定メタル信書發受ノ次數ヲ一回宛増加スルコト
- 二 襦袢ノ自辨ヲ許スコト

三 作業ノ變更ヲ許スコト

四 第七十一條ニ定メタル作業賞與金計算高ノ割合ヲ賞表一箇毎二十分ノ一宛増加スルコト

五 賞表一箇ヲ有スルモノニハ一週間ニ一回、賞表二箇ヲ有スル者ニハ一週間ニ二回、賞表三箇ヲ有スル者ニハ一週間ニ三回菜ヲ増給スルコト但其代價ニ一回參錢以下トス

第二百五十五條 賞遇ヲ廢止セラレタル者ニハ賞表ヲ褫奪シ賞遇ヲ停止セラレタル者ニハ其期間賞表ヲ除去ス可シ

第二百五十六條 在監者左ノ各號ニ該ル行爲アルトキハ五拾錢以下ノ賞金ヲ給スルコトヲ得
一 在監者ノ逃走セントスルヲ密告シタルトキ
二 人命ヲ救護シ又ハ在監者ノ逃走セントスル者ヲ捕拿シタルトキ
三 天災事變又ハ傳染病流行ノ際監獄ノ用務ニ服シ功勞アリタルトキ
第二百五十七條 減食ハ本人ニ給與スル糧食ノ一回ノ分量ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減ス

第二百五十八條 懲罰事犯ニ付キ取調中ノ者ハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ又ハ夜間獨居監房ニ拘禁ス可シ

第二百五十九條 懲罰ノ言渡ハ典獄之ヲ爲ス可シ

第六十條 懲罰ハ言渡ノ後直ニ之ヲ執行ス可シ
戶外運動ノ停止、減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者ニ付テハ監獄醫ヲシテ本人ヲ診斷セシメ其健康ニ害ナシト認メタルトキニ非サレハ懲罰ヲ執行スルコトヲ得ス

第六十一條 減食又ハ屏禁ノ執行中ニ在ル者ハ監獄醫ヲシテ時時其健康ヲ診斷セシム可シ

第六十二條 減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者裁判所ノ呼出ニ因リ出頭スルトキハ當日ニ限リ懲罰ノ執行ヲ停止ス可シ

前項ニ掲ケタル者ヲ移監ノ爲メ他所ニ護送スルトキハ護送ノ前日、其當日及ヒ其護送中懲罰ノ執行ヲ停止ス可シ
停止ノ日數ハ之ヲ處罰期間ニ算入セス

第六十三條 戶外運動ノ停止、減食又ハ屏禁ニ處セラレタル者ハ懲罰ノ執行ヲ終リタル後速ニ監獄醫ヲシテ其健康ヲ診斷セシム可シ

第六十四條 懲罰ニ處セラレタル者ヲ移監ニ因リ受領シタル監獄ハ收監後三日以内ニ懲罰ノ執行ヲ開始ス可シ

收監後執行開始ニ至ル迄ノ日數ハ之ヲ處罰期間ニ算入セス

第六十五條 在監者護送ノ途中ニ於テ紀律違反ノ行爲アリタルトキハ本人ヲ受領シタル監獄ノ典獄ニ於テ之ヲ懲罰ニ處スルコトヲ得

第六十六條 在監者ノ賞罰ニ關スル事項ハ身分帳簿及ヒ懲罰簿ニ記載ス可シ

第十二章 釋放

第六十七條 刑期ノ終了ニ因リ釋放セラル可キ受刑者ハ釋放前三日以内獨居拘禁ニ付シ典獄自ラ釋放後ノ心得ニ付キ諭告ヲ爲ス可シ

第六十八條 刑期ノ終了ニ因リ釋放セラル可キ受刑者ニ付テハ釋放ノ十日前迄ニ釋放後ノ保護ニ關スル事項ヲ調査ス可シ

第六十九條 典獄ニ於テ必要アリト認メタルトキハ釋放セラル可キ者ノ性格及ヒ行狀並ニ保護ニ關スル意見ヲ本人居住地ノ警察官署、市區町村役場又ハ本人ノ保護ヲ引受ク可キ者ニ通報ス可シ

第七十條 釋放セラル可キ者ノ領置物及ヒ作業賞與金ハ豫メ交付ノ準備ヲ爲シ置ク可シ

第七十一條 釋放ノ際着用スヘキ衣類ヲ有セサル者ニハ豫メ本人ノ領置金若クハ作業賞與金又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ調達セシメ若シ調達スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ給與ス可シ

第七十二條 受刑者ヲ釋放シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ停車場又ハ乗船所迄同行セシメ本人ニ代リ其歸住地又ハ歸住地ニ最近ノ場所ニ至ル迄ノ乗車券又ハ乗船切符ヲ購求シ之ヲ本人ニ交付セシム可シ

第七十三條 受刑者ニ付假出獄ヲ許ス可キ事情アリト認ムルトキハ典獄ハ判決書及ヒ執行指揮書謄本並ニ行狀錄及ヒ身上調査書類ヲ添ヘ司法大臣ニ具申ス可シ

受刑者軍法會議ニ於テ處斷セラレタルモノナルトキハ前項ノ具申ハ司法大臣及ヒ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ之ヲ爲ス可シ

第七十四條 假出獄ニ因リ釋放ス可キ場合ニ於テハ一定ノ式ニ依リ典獄釋放ノ申渡ヲ爲シ本人ニ證券ヲ交付ス可シ

第七十五條 假出獄ニ因リ釋放セラレタル者刑法第二十九條第一號乃至第三號ニ該ルトヲ知リタルトキハ典獄ハ速ニ意見ヲ具シ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第七十六條 第七十三條及ヒ第七十四條ノ規定ハ刑法第三十條ニ依ル假出場ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三章 死亡

第七十七條 在監者死亡シタルトキハ典獄ハ其死體ヲ檢視ス可シ

病死ノ場合ニ於テハ監獄醫ハ其病名、病歴、死因及ヒ死亡ノ年月日時ヲ死亡帳ニ記載シ之ニ署名ス可シ

自殺其他變死ノ場合ニ於テハ其旨ヲ警察官署ニ通報シテ檢視ヲ受ケ檢視者及ヒ立會者ノ

官氏名竝ニ檢視ノ結果ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第七十八條 死亡者ノ病名、死因及ヒ死亡ノ年月日時ハ速ニ之ヲ死亡者ノ親族ニ通報ス可シ死亡者刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

第七十九條 受刑者ノ死體ハ死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキ場合ニ限り解剖ノ爲メ官公立ノ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキ場合ト雖モ其後ニ至リ交付ヲ請フ者アリト思料ス可キトキ又ハ本人カ生前ニ於テ解剖ヲ肯セサル意思ヲ表示シタルトキハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第八十條 死體ヲ請求者ニ交付シ又ハ解剖ノ爲メ送付シタルトキハ其旨ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第八十一條 死亡後二十四時間ヲ經テ死體ノ交付ヲ請フ者ナキトキハ第七十九條ノ場合ヲ除ク外之ヲ監獄ノ墓地ニ假葬ス可シ
火葬ニ付シタル場合ニ於テハ其遺骨ニ付キ亦同シ

假葬ノ場所ニハ死亡者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ記シタル木標ヲ立ツ可シ

第百八十二條 死體又ハ遺骨ヲ合葬シタルトキハ合葬者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ合葬簿

ニ記載シ合葬ノ場所ニハ墓標ヲ立ツ可シ

墓標ニハ石ヲ用ウ可シ

附 則

本則ハ監獄法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄則施行細則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其效力ヲ有ス

新刑法顧問

明治四十二年一月廿五日印刷
明治四十二年一月三十日發行

定價金五拾錢

新刑法顧問
問答講義

不許複製

編纂者	法律研究會
發行者	大阪市南區心齋橋筋壹丁目五番地 名倉龜楠
印刷者	大阪市東區博愛町壹丁目參番地 蒲田文正堂
發賣者	大阪市南區心齋橋筋壹丁目 名倉昭文館

發行所

大阪市南區心齋橋筋壹丁目
名倉昭文館

電話東四千四百〇五番
振替 大阪二五六〇番

名倉昭文館へ御注文ノ規定

- (一) 名倉昭文館發行書籍ハ全國各書店へ賣捌キ致候間寄書店ニテ御購求奉願候萬一品切等ノ場合ハ本館直接御注文奉願候
- (二) 本館ハ御注文品ハ極メテ正確迅速ニ發送可仕候
- (三) 本館發賣圖書總目錄御入用之方ハ郵券貳錢御送附被下候へハ御送呈可仕候
- (四) 御照會ハ總テ往復端書ニテ御申越ヲ乞フ

大阪市南區心齋橋南詰東入

名倉昭文館

電話東 四千四百〇五番
振替 大阪二千五百六十番
口座

渡邊 勇	中等 文範	記文傑作集	四六版クロ 1ス表紙	正價 金廿五錢 郵税 金四錢
久保 天隨	美文 韻文	藻かり舟	四六版クロ 1ス表紙	正價 金三十錢 郵税 金六錢
廣瀬 雄		記事文教科書	菊一判 册形	正價 金二十錢 郵税 金四錢

259
75

